

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表																																						
頁	新		旧																																			
	第 1 章 総則		第 1 章 総則																																			
	＜総則編へ移動＞		第 1 節 計画の策定方針 第 1 計画の目的 第 2 計画の性格及び災害の範囲 1 計画の性格																																			
1-1	第 1 節 本計画で扱う災害の範囲 本計画では、地震による災害（建造物の倒壊，大規模火災等）についての対応を図る。		2 本計画で扱う災害の範囲 本計画では、地震による災害（建造物の倒壊，大規模火災等）についての対応を図る。																																			
	＜総則編へ移動＞		第 2 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 ＜略＞ 第 3 節 市の概況 ＜略＞																																			
1-4	第 2 節 地震被害の想定 第 1 地震の想定 3 被害の概要 (4)避難者・帰宅困難者等 <table><tr><td colspan="2">自 力 脱 出 困 難 者 数</td><td>360 人</td></tr><tr><td rowspan="2">避難者数</td><td>1 日 後</td><td>16, 500 人</td></tr><tr><td>2 週間後</td><td>47, 400 人</td></tr><tr><td colspan="2">帰 宅 困 難 者 数 （ 1 2 時 ）</td><td>14, 100 人</td></tr><tr><td colspan="2">エレベーター閉じ込め台数</td><td>130 台</td></tr><tr><td colspan="2">災 害 廃 棄 物</td><td>50 万 8 千 t</td></tr></table> ※十の位を四捨五入して表示。ただし 5 ～99 は一の位を四捨五入，5 未満は「-」と表示。 ※帰宅困難者数は地震発生時に市内に滞在している者のうち，自宅までの距離が遠く，徒歩による帰宅が困難となる人数。 ※災害廃棄物発生量は千葉県災害廃棄物発生量推計システムによる推計値。		自 力 脱 出 困 難 者 数		360 人	避難者数	1 日 後	16, 500 人	2 週間後	47, 400 人	帰 宅 困 難 者 数 （ 1 2 時 ）		14, 100 人	エレベーター閉じ込め台数		130 台	災 害 廃 棄 物		50 万 8 千 t	第 4 節 地震被害の想定 第 1 地震の想定 3 被害の概要 (4)避難者・帰宅困難者等 <table><tr><td colspan="2">自 力 脱 出 困 難 者 数</td><td>360 人</td></tr><tr><td rowspan="2">避難者数</td><td>1 日 後</td><td>16, 500 人</td></tr><tr><td>2 週間後</td><td>47, 400 人</td></tr><tr><td colspan="2">帰 宅 困 難 者 数 （ 1 2 時 ）</td><td>14, 100 人</td></tr><tr><td colspan="2">エレベーター閉じ込め台数</td><td>130 台</td></tr><tr><td colspan="2">災 害 廃 棄 物</td><td>54 万 7 千 t</td></tr></table> ※十の位を四捨五入して表示。ただし 5 ～99 は一の位を四捨五入，5 未満は「-」と表示。 ※帰宅困難者数は地震発生時に市内に滞在している者のうち，自宅までの距離が遠く，徒歩による帰宅が困難となる人数。		自 力 脱 出 困 難 者 数		360 人	避難者数	1 日 後	16, 500 人	2 週間後	47, 400 人	帰 宅 困 難 者 数 （ 1 2 時 ）		14, 100 人	エレベーター閉じ込め台数		130 台	災 害 廃 棄 物		54 万 7 千 t
自 力 脱 出 困 難 者 数		360 人																																				
避難者数	1 日 後	16, 500 人																																				
	2 週間後	47, 400 人																																				
帰 宅 困 難 者 数 （ 1 2 時 ）		14, 100 人																																				
エレベーター閉じ込め台数		130 台																																				
災 害 廃 棄 物		50 万 8 千 t																																				
自 力 脱 出 困 難 者 数		360 人																																				
避難者数	1 日 後	16, 500 人																																				
	2 週間後	47, 400 人																																				
帰 宅 困 難 者 数 （ 1 2 時 ）		14, 100 人																																				
エレベーター閉じ込め台数		130 台																																				
災 害 廃 棄 物		54 万 7 千 t																																				
1-5	(5) ライフライン被害等 ＜表略＞ 千葉県地震被害想定調査報告書（平成 28 年 5 月現在）		(5) ライフライン被害等 ＜表略＞																																			
1-6	第 2 津波の想定 4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波 中央防災会議の日本海溝・千島海溝地震対策検討ワーキンググループは，日本海溝，千島海溝で発生するマグニチュード 9 クラスの海溝型地震を想定した地震被害想定調査を行っている。 この調査によると，東京湾の沿岸部では千葉市美浜区の幕張メッセ周辺で最大 30cm 程度の浸水が予測される。 また，千葉県が実施した平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査では，房総半島東方沖日本海溝沿い地震による津波の浸水想定調査を行っている。この津波では，花見川を遡上する津波が千葉市花見川区畑町付近まで達すると予測されている。		第 2 津波の想定																																			
	第 2 章 災害予防計画		第 2 章 災害予防計画																																			
2-1	第 1 節 防災体制の整備・強化 第 1 計画推進体制の拡充 1 市における計画の推進 【総務部 各部】 (3)「八千代市業務継続計画（BCP）震災編」の推進 「八千代市業務継続計画（BCP）震災編」（令和 4 年 11 月）に基づき，災害時に優先して継続すべき業務や中断しても早期に回復する必要がある業務を災害時優先業務として実施する態勢を確保し，PDCAサ		第 1 節 防災体制の整備・強化 第 1 計画推進体制の拡充 1 市における計画の推進 【総務部 各部】 (3)「八千代市業務継続計画（BCP）震災編」の推進 「八千代市業務継続計画（BCP）震災編」（令和 3 年 11 月）に基づき，災害時に優先して継続すべき業務や中断しても早期に回復する必要がある業務を災害時優先業務として実施する態勢を確保し，PDCAサ																																			

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表		
頁	新	旧
	イクルに沿って継続的な計画改善を図る。	イクルに沿って継続的な計画改善を図る。
2-2	(4) 受援計画の作成 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を <u>定め</u> 、応援職員等の宿泊可能な施設や仮設可能なスペースを事前にリスト化するよう努める。	(4) 受援計画の作成 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を <u>定める</u> よう努める。
2-4	第3 情報連絡機能の整備・強化 【総務部】 1 施設・設備の整備・強化 (3) 通信機器の整備 上記の通信機器のほか、全国瞬時警報システム（Jアラート）、市ホームページ、CATV、防災情報メール、緊急速報メール、ポータルサイト、SNS（ <u>X</u> 、LINE）、自動電話応答装置など、住民への情報伝達手段等を災害時に確実に運用できるように、通信系統や設置施設の耐震性等も含めて機器の維持管理や定期点検を適切に実施する。 <略>	第3 情報連絡機能の整備・強化 【総務部】 1 施設・設備の整備・強化 (3) 通信機器の整備 上記の通信機器のほか、全国瞬時警報システム（Jアラート）、市ホームページ、CATV、防災情報メール、緊急速報メール、ポータルサイト、SNS（ <u>ツイッター</u> 、LINE）、自動電話応答装置など、住民への情報伝達手段等を災害時に確実に運用できるように、通信系統や設置施設の耐震性等も含めて機器の維持管理や定期点検を適切に実施する。 <略>
2-6	第2節 都市防災構造化の推進 第1 延焼遮断帯の整備 3 緑のネットワークの形成 【都市整備部】 大規模なオープンスペースを有し広域的な避難場所となる八千代総合運動公園、陸上自衛隊習志野駐屯地及び新川・桑納川河川敷（整備中の県立八千代広域公園を含む）相互を結ぶ緑道や緑地の整備及び幹線道路の緑化を推進する。 これにより避難路、 <u>延焼遮断帯の確保</u> に努める。 <略>	第2節 都市防災構造化の推進 第1 延焼遮断帯の整備 3 緑のネットワークの形成 【都市整備部】 大規模なオープンスペースを有し広域的な避難場所となる八千代総合運動公園、陸上自衛隊習志野駐屯地及び新川・桑納川河川敷（整備中の県立八千代広域公園を含む）相互を結ぶ緑道や緑地の整備及び幹線道路の緑化を推進する。 これにより「 <u>緑のネットワーク</u> 」＝「緊急時の避難路ネットワーク」を整備するとともに、併せて延焼遮断帯を兼ねたものとなるよう努める。 <略>
2-7	第2 市街地の整備 【都市整備部】 2 市街地再開発事業等の推進 八千代台・勝田台駅周辺地区は、商業、文化、ターミナル機能をもった施設の集積を進めると同時に、災害に強い街区づくりと緊急活動用交通ネットワーク及び避難路ネットワークづくりを図る。 その他の既成市街地の低層密集地区は、地区計画の活用等により住環境の向上を図りながら、道路・公園等の公共空間の確保に努める。	第2 市街地の整備 【都市整備部】 2 市街地再開発事業等の推進 八千代台・勝田台駅周辺地区は、商業、文化、ターミナル機能をもった施設の集積を進めると同時に、災害に強い街区づくりと緊急活動用交通ネットワーク及び避難路ネットワークづくりを図る。 その他の既成市街地の低層密集地区は、道路・公園等の公共空間の確保に努め、必要に応じて街の問題点を部分的に改修していく「修復型まちづくり」を推進する。
	第3 オープンスペースの確保 1 公園・緑地の整備 【都市整備部】 公園や緑地は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割を有している。 このため、緑の基本計画（平成30年3月）に基づき、市民一人当たりの公園・緑地面積の拡大を図るとともに、公園・緑地の整備に当たっては、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図るなど、防災効果の高い公園等の整備に努める。	第3 オープンスペースの確保 1 公園・緑地の整備 【都市整備部】 公園や緑地は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割を有している。 このため、「 <u>緑の基本計画</u> 」に基づき、市民一人当たりの公園・緑地面積の拡大を図るとともに、公園・緑地の整備に当たっては、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図るなど、防災効果の高い公園等の整備に努める。
2-8	第4 道路・橋梁の整備 3 道路環境の整備 【総務部 都市整備部】 (3)不特定多数の人が集まり、災害時の避難の安全や消防活動に支障の大きい重点地域については、官・民の駐車場の確保に努めるなど、路上駐車防止に関し市が必要な管理・指導を行えるよう検討する。 (4)放置自転車・ミニバイク対策として、「八千代市自転車の放置防止に関する条例」の徹底を図るとともに、事業者の協力を得るなどして、 <u>改修など適切な維持管理</u> を図る。	第4 道路・橋梁の整備 3 道路環境の整備 【総務部 都市整備部】 (3)不特定多数の人が集まり、災害時の避難の安全や消防・ <u>救助救急活動</u> に支障の大きい重点地域については、官・民の駐車場の確保に努めるなど、路上駐車防止に関し市が必要な管理・指導を行えるよう検討する。 (4)放置自転車・ミニバイク対策として、「八千代市自転車の放置防止に関する条例」の徹底を図るとともに、事業者の協力を得るなどして、 <u>自転車駐車場の整備を進める</u> 。
	第5 建築物の耐震・不燃化等の促進	第5 建築物の耐震・不燃化等の促進

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表																					
頁	新		旧																		
	1 防火地域等の指定 【都市整備部】 市街化区域（約2,303ha）のうち防火地域（約65ha）又は準防火地域（約24ha）に指定される区域は約４％を占める。今後、鉄道駅周辺の商業系の用途地域に指定される防火地域又は準防火地域の指定を維持していくとともに、地域の状況などを考慮して、それらの追加指定を検討する。		1 防火地域等の指定 【都市整備部】 市街化区域（約2,238ha）のうち防火地域（約65ha）又は準防火地域（約24ha）に指定される区域は約４％を占める。今後、市街化の状況その他必要に応じて、建物が密集する鉄道駅周辺の商業系用途地域を中心に準防火地域指定あるいは防火地域指定を行っていく。																		
2-9	2 建築物の耐震化・不燃化 【都市整備部 財務部 教育委員会 各部】		2 建築物の耐震化・不燃化 【都市整備部 財務部 教育委員会 各部】																		
	(1)市有建築物の耐震化 市有建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。 このため、市は、八千代市耐震改修促進計画（令和3年4月）で位置付けられた市有建築物の耐震化整備プログラムに基づき耐震化を推進する。 なお、市有建築物の耐震化整備プログラムは、施設の耐震化の進捗状況や八千代市公共施設等総合管理計画（令和3年3月）と整合を図り、順次更新する。		(1)市有建築物の耐震化 市有建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。 このため、市は、八千代市耐震改修促進計画（令和2年6月）で位置付けられた市有建築物の耐震化整備プログラムに基づき耐震化を推進する。 なお、市有建築物の耐震化整備プログラムは、施設の耐震化の進捗状況や八千代市公共施設等総合管理計画（令和3年3月）と整合を図り、順次更新する。																		
2-10	第3節 地震被害の軽減・防止		第3節 地震被害の軽減・防止																		
	<table><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>第7 危険物・有毒物等対策</td><td>消防本部</td><td>県、習志野保健所、都市ガス事業者、（公社）千葉県LPガス協会、事業所等</td></tr><tr><td>第8 地籍調査の推進</td><td>都市整備部</td><td>—</td></tr></table>		〈略〉	〈略〉	〈略〉	第7 危険物・有毒物等対策	消防本部	県、習志野保健所、都市ガス事業者、（公社）千葉県LPガス協会、事業所等	第8 地籍調査の推進	都市整備部	—	<table><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>第7 危険物・有毒物等対策</td><td>消防本部</td><td>県、習志野保健所、都市ガス事業者、（一社）千葉県LPガス協会、事業所等</td></tr><tr><td>第8 地籍調査の推進</td><td>都市整備部</td><td>—</td></tr></table>	〈略〉	〈略〉	〈略〉	第7 危険物・有毒物等対策	消防本部	県、習志野保健所、都市ガス事業者、（一社）千葉県LPガス協会、事業所等	第8 地籍調査の推進	都市整備部	—
	〈略〉	〈略〉	〈略〉																		
	第7 危険物・有毒物等対策	消防本部	県、習志野保健所、都市ガス事業者、（公社）千葉県LPガス協会、事業所等																		
第8 地籍調査の推進	都市整備部	—																			
〈略〉	〈略〉	〈略〉																			
第7 危険物・有毒物等対策	消防本部	県、習志野保健所、都市ガス事業者、（一社）千葉県LPガス協会、事業所等																			
第8 地籍調査の推進	都市整備部	—																			
2-11	第1 地震火災の防止		第1 地震火災の防止																		
	3 火災の拡大防止 【消防本部】 (1)消防通信体制の維持 災害発生時に迅速かつ的確な情報を伝達するため、ちば北西部消防指令センターを含めた消防指令設備及び基地局等の消防救急無線設備並びに消防活動無線機器を維持管理する。 また、基地局を含めた消防救急無線設備を維持管理する。		3 火災の拡大防止 【消防本部】 (1)消防通信体制の維持 災害発生時に迅速かつ的確な情報を伝達するため、ちば北西部消防指令センター及び遠隔制御局等の設備を維持する。 また、基地局を含めた消防救急無線設備を維持管理する。																		
2-12	第3 土砂災害の防止		第3 土砂災害の防止																		
	2 土砂災害対策 【都市整備部 総務部】 崖・よう壁等の急傾斜地については、災害の発生を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に留めるため、県は市と協議して、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、①要配慮者利用施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備等の災害防止工事を施すなどの改善措置をとる。 市は、規制指導の強化を国や県に要請し、土砂災害警戒区域等の促進を図る。さらに、必要に応じて調査を行うなどして、危険箇所の把握に努める。 また、土砂災害を被るおそれのある場所を本計画に掲載するとともに、広報紙への掲載、ハザードマップ(Web版防災ハザードマップ含む)やパンフレットの作成・配布、説明会の開催等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努める。		2 土砂災害対策 【都市整備部 総務部】 崖・よう壁等の急傾斜地については、災害の発生を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に留めるため、県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、①要配慮者利用施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備等の災害防止工事を施すなどの改善措置をとることとなっている。 市は、この法律に基づき、規制指導の強化を国や県に要請し、住民の理解や協力を得ながら、危険区域指定の促進を図る。また、必要に応じて調査を行うなどして、危険箇所の把握に努める。 さらに、土砂災害を被るおそれのある場所を本計画に掲載するとともに、広報紙への掲載、ハザードマップやパンフレットの作成・配布、説明会の開催等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努める。また、八千代市Web版防災ハザードマップの周知を推進する。																		
2-13	3 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の確立 【総務部 健康福祉部 都市整備部】		3 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の確立 【都市整備部 総務部 健康福祉部】																		
	(1)警戒避難体制の整備 市内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が県により69か所（うち特別警戒区域58か所）指定されている。 〈中略〉 また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害のおそれがある箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の確立に努める。		(1)警戒避難体制の整備 市内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が県により63か所（うち特別警戒区域54か所）指定されている。 〈中略〉 また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の確立に努める。																		
	(3)要配慮者利用施設への支援 市は、要配慮者利用施設を本計画に位置付ける場合は、管理者等に対し土砂災害の危険性や避難確保計画		(3)要配慮者利用施設への支援 市は、要配慮者利用施設を本計画に位置付ける場合は、管理者等に対し土砂災害の危険性や避難確保計画																		

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表		
頁	新	旧
	作成に関する説明を行う。 ※参考 資料編 8－1 <u>土砂災害警戒区域一覧</u>	作成に関する説明を行う。 ※参考 資料編 8－1 <u>土砂災害危険箇所一覧</u>
2-15	第 6 落下物等の防止 3 道路上の落下物等防止対策 【都市整備部】 広告塔、看板等の屋外広告物には、地震の際に脱落し、被害を与えることが予想されるものがある。 <u>そのため、屋外広告物の表示、設置する者又は管理する者に対して、管理義務の周知徹底を図るとともに、落下等の危険性が確認された場合には、設置者に対して改善指導を行い、落下物の防止に努める。</u> <略>	第 6 落下物等の防止 3 道路上の落下物等防止対策 【都市整備部】 広告塔、看板等の屋外広告物には、地震の際に脱落し、被害を与えることが予想されるものがある。 <u>特に、密集市街地、鉄道駅周辺、避難路・避難場所周辺について、調査を実施し、必要に応じて、設置者に対して改善指導を行い、落下物の防止に努める。</u> <略>
2-16	第 7 危険物・有毒物等対策 【消防本部】 1 石油類危険物施設関係 (2) 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い施設 八千代市火災予防条例に規定されている指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。 <略>	第 7 危険物・有毒物等対策 【消防本部】 1 石油類危険物施設関係 (2) 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い施設 八千代市火災予防条例 <u>（令和 3 年 4 月）</u> に規定されている指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。 <略>
2-17	2 高圧ガス保管施設関係 (2) 液化石油ガス施設 イ 情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備 大地震に際して、り災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を <u>（公社）千葉県 L P ガス協会</u> の組織を通じて整備し、供給の円滑化と保安の確保を図る。 なお、り災地域から応急のガス供給の要請がある場合も同様に対応を図る。 (3) 都市ガス施設 本市内の都市ガス供給は、大多喜ガス㈱、東京ガスネットワーク㈱の 2 事業者が行っている。対策については、本章・第 4 節・第 2 「ライフライン施設」 <u>（震災-2-20～23 参照）</u> による。	2 高圧ガス保管施設関係 (2) 液化石油ガス施設 イ 情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備 大地震に際して、り災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を <u>（一社）千葉県 L P ガス協会</u> の組織を通じて整備し、供給の円滑化と保安の確保を図る。 なお、り災地域から応急のガス供給の要請がある場合も同様に対応を図る。 (3) 都市ガス施設 本市内の都市ガス供給は、大多喜ガス㈱、東京ガス㈱の 2 事業者が行っている。対策については、本章・第 4 節・第 2 「ライフライン施設」 <u>（2-20～23 参照）</u> による。
	3 毒物劇物保管施設関係 (2) 営業者及び毒物劇物取扱責任者は毒物又は劇物の流出によって、住民の生命及び保健衛生上に危害を生ずるおそれのあるときは、直ちに習志野保健所又は警察署、消防本部に通報するよう徹底させる。	3 毒物劇物保管施設関係 (2) 営業者及び毒物劇物取扱責任者は毒物又は劇物の流出によって、住民の生命及び保健衛生上に危害を生ずるおそれのあるときは、直ちに習志野保健所又は警察署、消防署に通報するよう徹底させる。
2-18	4 放射線等使用施設 <略> 消防本部においては、これらの施設について、R I の所在、数量、元素名、化合物名、容器の種類、取り扱っている場所などについて調査し実態の把握に努めるとともに、応急対策活動の円滑な実施のため、習志野保健所、警察署等関係機関と連携する。	4 放射線等使用施設 <略> <u>市（消防本部）</u> においては、これらの施設について、R I の所在、数量、元素名、化合物名、容器の種類、取り扱っている場所などについて調査し実態の把握に努めるとともに、応急対策活動の円滑な実施のため、習志野保健所、警察署等関係機関と連携する。
2-19	第 4 節 都市公共施設の災害対応力の強化 第 1 市の施設 【都市整備部 財務部 総務部 教育委員会 各部】 1 市有建築物の耐震化等の推進 市有建築物の耐震化については、八千代市耐震改修促進計画（令和 3 年 4 月）に基づき、特定建築物 ^{（※）} から優先的に耐震診断、耐震改修を実施している。 なお、耐震化未着手の市有建築物については、八千代市公共施設等総合管理計画 <u>（令和 3 年 3 月）</u> と整合を図りつつ、耐震化を推進する。 <略>	第 4 節 都市公共施設の災害対応力の強化 第 1 市の施設 【都市整備部 財務部 総務部 教育委員会 各部】 1 市有建築物の耐震化等の推進 市有建築物の耐震化については、八千代市耐震改修促進計画（令和 3 年 4 月）に基づき、特定建築物 ^{（※）} から優先的に耐震診断、耐震改修を実施している。 なお、耐震化未着手の市有建築物については、八千代市公共施設等総合管理計画と整合を図りつつ、耐震化を推進する。 <略>
2-20	第 2 ライフライン施設 1 上水道施設 【上下水道局】 (2) 事業計画	第 2 ライフライン施設 1 上水道施設 【上下水道局】 (2) 事業計画

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表		
頁	新	旧
	ア 取水施設 ＜略＞ このため、取水施設・自家発電設備等の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震・耐火整備補強を行う。 ＜略＞	ア 取水施設 ＜略＞ このため、取水施設・自家発電設備等の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震・耐火整備補強を行う。 <u>また、他水道事業体との協定に従い緊急連絡管の運用を行う。</u> ＜略＞
2-21	ウ 送・配水管路施設 送・配水管については、継手や材質が地震動に対して比較的弱いものや、軟弱地盤に布設されているものもあり、ある程度の被害は避けられないと想定される。 このため、「八千代市水道管路施設耐震化計画」に合わせ整備を行う。 <u>また、他水道事業体との協定に従い緊急連絡管の運用を行う。</u>	ウ 送・配水管路施設 送・配水管については、継手や材質が地震動に対して比較的弱いものや、軟弱地盤に布設されているものもあり、ある程度の被害は避けられないと想定される。 このため、「八千代市水道管路施設耐震化計画」に合わせ整備を行う。
2-22	4 都市ガス等施設 東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、大多喜ガス(株)は、地震災害に備えて次の対策を推進する。	4 都市ガス等施設 東京ガス(株)、大多喜ガス(株)は、地震災害に備えて次の対策を推進する。
	(3)コミュニティガス事業施設の事業計画 ア 供給施設 ① 特定製造所の設計は、ガス事業法などの諸法規・基準に基づいて地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離などを考慮している。 ＜略＞	(3)簡易ガス事業施設の事業計画 ア 供給施設 ① 特定製造所の設計は、簡易ガス事業法などの諸法規・基準に基づいて地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離などを考慮している。 ＜略＞
2-23	5 通信施設 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u>及び各通信事業会社は、地震災害に備えて次の対策を推進する。	5 通信施設 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDD I (株)、ソフトバンク(株)及び各通信事業会社は、地震災害に備えて次の対策を推進する。
2-26	第5節 安全避難の環境整備 第1 避難場所等の指定・整備 1 避難施設の整備 【総務部 都市整備部 教育委員会】 (2)指定避難所の指定等 ア指定避難所の指定 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。 <u>また、避難者の円滑な受入れのため、指定避難所のレイアウト等の利用計画の事前作成、家庭動物の受入れ方法等の事前周知、車中泊避難者の支援体制の整備に努める。</u> なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。	第5節 安全避難の環境整備 第1 避難場所等の指定・整備 1 避難施設の整備 【総務部 都市整備部 教育委員会】 (2)指定避難所の指定等 ア指定避難所の指定 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。 なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
2-27	4 避難所 【総務部 教育委員会 子ども部 各部】 (2)整備目標 災害時に避難所を開設する予定施設として、市立の各小学校、中学校、義務教育学校、公民館等の教育委員会所管施設を中心として指定し、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県令和6年3月）及び「避難所の良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府令和4年4月改定）に基づき、必要な整備・改修を進めていく。 ア 対象地域の被災住民を収容できる規模を考慮して適切な配置に努める。 イ 建物について必要に応じ、冷暖房設備、換気や照明、多目的トイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 ウ上記イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、<u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や再生可能エネルギーの活用を含めたエネルギーの多様化に努める。</u>	4 避難所 【総務部 教育委員会 子ども部 各部】 (2)整備目標 災害時に避難所を開設する予定施設として、市立の各小学校、中学校、義務教育学校、公民館等の教育委員会所管施設を中心として指定し、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県<u>平成29年7月</u>）及び「避難所の良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府<u>平成28年4月</u>改定）に基づき、必要な整備・改修を進めていく。 ア 対象地域の被災住民を収容できる規模を考慮して適切な配置に努める。 イ 建物について必要に応じ、冷暖房設備、換気や照明、多目的トイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 ウ上記イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表					
頁	新			旧	
		＜中略＞ ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね 10 人の要配慮者に 1 人）等の配置等に努める。 特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。 ＜中略＞ ソ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。		＜中略＞ ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね 10 人の要配慮者に 1 人）等の配置等に努める。 ＜中略＞	
2-29	5 福祉避難所 【総務部 健康福祉部 子ども部 各部】 (1) 指定基準 避難生活の長期化、高齢者、障害者等の要配慮者に対応するため、要配慮者に必要な配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の指定は、災害対策基本法の指定避難所の基準及び「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県令和 6 年 3 月）等を踏まえ、次の基準に留意して行う。 ＜略＞			5 福祉避難所 【総務部 健康福祉部 子ども部 各部】 (1) 指定基準 避難生活の長期化、高齢者、障害者等の要配慮者に対応するため、要配慮者に必要な配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の指定は、災害対策基本法の指定避難所の基準及び「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県平成 29 年 7 月）等を踏まえ、次の基準に留意して行う。 ＜略＞	
	(2) 整備目標 ＜略＞ ア 要配慮者に十分配慮した構造、設備及び福祉・保健サービスの提供や相談等に対応した運営体制の確保に努めること イ 簡易トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品の確保に努めること ウ 乳幼児用ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品の確保に努めること エ その他次の施設整備、物資や資機材等の備蓄に努めること ・通風、換気の確保 ・冷暖房設備、非常用発電機の整備 ・情報関連機器の設置 ・介護用品、衛生用品、要配慮者に適した食料等の備蓄			(2) 整備目標 ＜略＞ ア 要配慮者に十分配慮した構造、設備及び福祉・保健サービスの提供や相談等に対応した運営体制の確保に努めること イ 簡易トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品の確保に努めること ウ 乳幼児用ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品の確保に努めること	
	第 2 「防災道の駅」の整備 【総務部 経済環境部 都市整備部】 1 指定基準 【総務部、経済環境部、都市整備部】 道の駅やちよが、令和 3 年 6 月に「 <u>防災道の駅</u> 」（注 1）選定されたことに伴い、 <u>防災道の駅選定基準</u> 等を踏まえ、必要な防災機能強化を図っていく。 ＜略＞ （注 1） 国土交通省が、道の駅の第 3 ステージの取り組みとして、広域的な防災機能を担うとともに、地域住民、道路利用者、外国人観光客等に対し、他の防災施設と連携しながら安全・安心な場を提供することを目的とし、導入した制度			第 2 「防災道の駅」の整備 【総務部 経済環境部 都市整備部】 1 指定基準 【総務部、経済環境部、都市整備部】 <u>「防災道の駅」については、国土交通省が、広域的な防災機能を担うとともに、地域住民、道路利用者、外国人観光客等に対し、他の防災施設と連携しながら安全・安心な場を提供することを目的とし、導入した制度であり、道の駅やちよが、令和 3 年 6 月に選定されたことにともない、次の基準に基づき、必要な防災機能強化を図っていく。</u> ＜略＞	
2-30	2 整備目標 【総務部、経済環境部、都市整備部】 <u>「防災道の駅整備コンセプト」（令和 4 年 3 月）及び「防災道の駅整備計画」（令和 4 年 3 月）等を踏まえ、「防災道の駅」として災害時に求められる必要な機能の整備・改修を、国土交通省（千葉国道事務所）、千葉県と連携し推進する。なお、道の駅やちよには、防災倉庫及び災害用備蓄品の整備を行っている。</u>			2 整備目標 【総務部、経済環境部、都市整備部】 <u>「防災道の駅」に必要な整備・改修を、国土交通省（千葉国道事務所）、県と調整しつつ、適宜、進めていく。</u>	
	第 3 避難誘導体制の整備等 3 避難誘導体制の確立			第 3 避難誘導体制の整備等 3 避難誘導体制の確立	

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表																																																																														
頁	新			旧																																																																										
2-32	(2)警察署の対策 イ 広報活動の推進 大規模地震発生時の避難者の避難行動の円滑な実施と消防車・救急車等の緊急車両の通行を確保するため、平素から広報活動を通じ車両運転者に対して「 <u>大地震が発生したときに運転者がとるべき措置</u> 」の周知徹底に努める。			(2)警察署の対策 イ 広報活動の推進 大規模地震発生時の避難者の避難行動の円滑な実施と消防車・救急車等の緊急車両の通行を確保するため、平素から広報活動を通じ車両運転者に対して「 <u>災害時の運転者の心得</u> 」の周知徹底に努める。																																																																										
2-34	第6節 緊急輸送の環境整備 第1 陸上輸送の環境整備 1 緊急輸送道路 【総務部 都市整備部】 (1)選定基準 ア 県の基準 ① 緊急輸送道路1次路線 隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通ずる主要な市町村道等を指定する。 ② 緊急輸送道路2次路線 緊急輸送道路1次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等を指定する。 ③ 緊急輸送道路3次路線 <u>その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路を指定する。</u> ＜略＞			第6節 緊急輸送の環境整備 第1 陸上輸送の環境整備 1 緊急輸送道路 【総務部 都市整備部】 (1)選定基準 ア 県の基準 ① 緊急輸送道路1次路線 隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通ずる主要な市町村道等を指定する。 ② 緊急輸送道路2次路線 緊急輸送道路1次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等を指定する。 ＜略＞																																																																										
	(2)緊急輸送道路の指定 ア 県の指定する路線 県の指定する路線のうち、市域内を通過する緊急輸送道路は、国道16号、国道296号、主要地方道千葉竜ヶ崎線、 <u>国道296号から市役所を結ぶ市道、国道296号から東京女子医科大学八千代医療センターを結ぶ市道</u> （以上緊急輸送道路1次路線指定）及び主要地方道船橋印西線、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線（以上緊急輸送道路2次路線指定）である。 ＜略＞			(2)緊急輸送道路の指定 ア 県の指定する路線 県の指定する路線のうち、市域内を通過する緊急輸送道路は、国道16号、国道296号、主要地方道千葉・竜ヶ崎線（以上緊急輸送道路1次路線指定）及び主要地方道船橋・印西線、主要地方道千葉・鎌ヶ谷・松戸線（以上緊急輸送道路2次路線指定） <u>の5路線</u> である。 ＜略＞																																																																										
2-35	2 緊急通行車両等の確保 【財務部】 災害時における緊急通行を迅速に行うため、公安委員会に対して <u>事前確認の申出を行い、交付された標章及び確認証明書</u> を保管しておく。			2 緊急通行車両等の事前届出 【財務部】 災害時における緊急通行を迅速に行うため、公安委員会に対して <u>事前交に届け出</u> を行う。																																																																										
	3 集積場所・輸送拠点 【総務部 教育委員会】 ＜略＞ 集積場所・輸送拠点一覧 <table><tr><th colspan="2"></th><th>設置施設名称</th><th>所在地</th><th>備考</th></tr><tr><th colspan="2">集 積 場 所</th><th>＜略＞</th><th>＜略＞</th><th>＜略＞</th></tr><tr><td rowspan="6">輸 送 拠 点</td><td>北東部方面</td><td>旧米本南小学校</td><td>米本2301</td><td>米本支所近接</td></tr><tr><td>北西部方面</td><td>睦 中 学 校</td><td>島田台756</td><td>睦連絡所隣接</td></tr><tr><td>中東部方面</td><td>村 上 東 小 学 校</td><td>村上1113-1</td><td>村上支所近接</td></tr><tr><td>中西部方面</td><td>高 津 小 学 校</td><td>高津738-6</td><td>高津<u>連絡所</u>近接</td></tr><tr><td>南東部方面</td><td>勝 田 台 小 学 校</td><td>勝田台2-14</td><td>勝田台支所近接</td></tr><tr><td>南西部方面</td><td>八千代台小学校</td><td>八千代台西1-8</td><td>八千代台支所近接</td></tr></table>					設置施設名称	所在地	備考	集 積 場 所		＜略＞	＜略＞	＜略＞	輸 送 拠 点	北東部方面	旧米本南小学校	米本2301	米本支所近接	北西部方面	睦 中 学 校	島田台756	睦連絡所隣接	中東部方面	村 上 東 小 学 校	村上1113-1	村上支所近接	中西部方面	高 津 小 学 校	高津738-6	高津 <u>連絡所</u> 近接	南東部方面	勝 田 台 小 学 校	勝田台2-14	勝田台支所近接	南西部方面	八千代台小学校	八千代台西1-8	八千代台支所近接	3 集積場所・輸送拠点 【総務部 教育委員会】 ＜略＞ 集積場所・輸送拠点一覧 <table><tr><th colspan="2"></th><th>設置施設名称</th><th>所在地</th><th>備考</th></tr><tr><th colspan="2">集 積 場 所</th><th>＜ 略 ＞</th><th>＜略＞</th><th>＜略＞</th></tr><tr><td rowspan="7">輸 送 拠 点</td><td>北東部方面</td><td>旧米本南小学校 (令和4年4月統合予定)</td><td>米本2301</td><td>米本支所近接</td></tr><tr><td>北西部方面</td><td>睦 中 学 校</td><td>島田台756</td><td>睦連絡所隣接</td></tr><tr><td>中東部方面</td><td>村 上 東 小 学 校</td><td>村上1113-1</td><td>村上支所近接</td></tr><tr><td>中西部方面</td><td>高 津 小 学 校</td><td>高津738-6</td><td>高津<u>支所</u>近接</td></tr><tr><td>南東部方面</td><td>勝 田 台 小 学 校</td><td>勝田台2-14</td><td>勝田台支所近接</td></tr><tr><td>南西部方面</td><td>八千代台小学校</td><td>八千代台西1-8</td><td>八千代台支所近接</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			設置施設名称	所在地	備考	集 積 場 所		＜ 略 ＞	＜略＞	＜略＞	輸 送 拠 点	北東部方面	旧米本南小学校 (令和4年4月統合予定)	米本2301	米本支所近接	北西部方面	睦 中 学 校	島田台756	睦連絡所隣接	中東部方面	村 上 東 小 学 校	村上1113-1	村上支所近接	中西部方面	高 津 小 学 校	高津738-6	高津 <u>支所</u> 近接	南東部方面	勝 田 台 小 学 校	勝田台2-14	勝田台支所近接	南西部方面	八千代台小学校	八千代台西1-8	八千代台支所近接				
		設置施設名称	所在地	備考																																																																										
集 積 場 所		＜略＞	＜略＞	＜略＞																																																																										
輸 送 拠 点	北東部方面	旧米本南小学校	米本2301	米本支所近接																																																																										
	北西部方面	睦 中 学 校	島田台756	睦連絡所隣接																																																																										
	中東部方面	村 上 東 小 学 校	村上1113-1	村上支所近接																																																																										
	中西部方面	高 津 小 学 校	高津738-6	高津 <u>連絡所</u> 近接																																																																										
	南東部方面	勝 田 台 小 学 校	勝田台2-14	勝田台支所近接																																																																										
	南西部方面	八千代台小学校	八千代台西1-8	八千代台支所近接																																																																										
		設置施設名称	所在地	備考																																																																										
集 積 場 所		＜ 略 ＞	＜略＞	＜略＞																																																																										
輸 送 拠 点	北東部方面	旧米本南小学校 (令和4年4月統合予定)	米本2301	米本支所近接																																																																										
	北西部方面	睦 中 学 校	島田台756	睦連絡所隣接																																																																										
	中東部方面	村 上 東 小 学 校	村上1113-1	村上支所近接																																																																										
	中西部方面	高 津 小 学 校	高津738-6	高津 <u>支所</u> 近接																																																																										
	南東部方面	勝 田 台 小 学 校	勝田台2-14	勝田台支所近接																																																																										
	南西部方面	八千代台小学校	八千代台西1-8	八千代台支所近接																																																																										
2-36	第2 航空輸送の環境整備 1 緊急離着陸場設置予定地の指定 【総務部 都市整備部 教育委員会】 (2)緊急離着陸場設置予定地			第2 航空輸送の環境整備 1 緊急離着陸場設置予定地の指定 【総務部 都市整備部 教育委員会】 (2)緊急離着陸場設置予定地																																																																										

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表																																																
頁	新					旧																																										
	市街化の状況に応じて、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう緊急離着陸場の設置予定地の指定を行っている。 なお、阿蘇米本学園校庭については、使用の際に混乱が生じないよう、避難住民の安全性等を考慮し、避難のための場所と緊急離着陸場の区別等、所要の措置について検討し、当該「避難所運営マニュアル」に反映させるものとする。 ヘリコプター緊急離着陸場一覧表 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>電話番号</th><th>発着場面積</th><th>施設管理者</th><th>消防署等からの 所要時間</th></tr><tr><td>八千代 総合運動公園</td><td>萱田町 253</td><td>483-1151 406-3010</td><td>170m×80m</td><td>八千代市</td><td>5分 中央消防署から</td></tr><tr><td>阿蘇米本学園</td><td>米本 1914</td><td>488-3004</td><td>90m×115m</td><td>教育委員会</td><td>1分 東消防署から</td></tr><tr><td>千葉県立八千代 広域公園</td><td>村上 2413</td><td>458-6446</td><td>105m×68m</td><td>千葉県</td><td>5分 東消防署から</td></tr></table>					名 称	所 在 地	電話番号	発着場面積	施設管理者	消防署等からの 所要時間	八千代 総合運動公園	萱田町 253	483-1151 406-3010	170m×80m	八千代市	5分 中央消防署から	阿蘇米本学園	米本 1914	488-3004	90m×115m	教育委員会	1分 東消防署から	千葉県立八千代 広域公園	村上 2413	458-6446	105m×68m	千葉県	5分 東消防署から	市街化の状況に応じて、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう緊急離着陸場の設置予定地の指定を行っている。 なお、阿蘇米本学園校庭については、使用の際に混乱が生じないよう、避難住民の安全性等を考慮し、避難のための場所と臨時離着陸場の区別等、所要の措置について検討し、当該「避難所運営マニュアル」に反映させるものとする。 ヘリコプター臨時離着陸場一覧表 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>電話番号 FAX 番号</th><th>発着場面積</th><th>施設管理者</th><th>消防署等からの 所要時間</th></tr><tr><td>八千代 総合運動公園</td><td>萱田町 253</td><td>483-1151 484-8824</td><td>170m×80m</td><td>八千代市長</td><td>5分 中央消防署から</td></tr><tr><td>阿蘇米本学園 (令和4年4 月設置予定)</td><td>米本 1914</td><td>488-3004 484-8824</td><td>90m×115m</td><td>八千代市 教育委員会</td><td>1分 東消防署から</td></tr></table>	名 称	所 在 地	電話番号 FAX 番号	発着場面積	施設管理者	消防署等からの 所要時間	八千代 総合運動公園	萱田町 253	483-1151 484-8824	170m×80m	八千代市長	5分 中央消防署から	阿蘇米本学園 (令和4年4 月設置予定)	米本 1914	488-3004 484-8824	90m×115m	八千代市 教育委員会	1分 東消防署から
名 称	所 在 地	電話番号	発着場面積	施設管理者	消防署等からの 所要時間																																											
八千代 総合運動公園	萱田町 253	483-1151 406-3010	170m×80m	八千代市	5分 中央消防署から																																											
阿蘇米本学園	米本 1914	488-3004	90m×115m	教育委員会	1分 東消防署から																																											
千葉県立八千代 広域公園	村上 2413	458-6446	105m×68m	千葉県	5分 東消防署から																																											
名 称	所 在 地	電話番号 FAX 番号	発着場面積	施設管理者	消防署等からの 所要時間																																											
八千代 総合運動公園	萱田町 253	483-1151 484-8824	170m×80m	八千代市長	5分 中央消防署から																																											
阿蘇米本学園 (令和4年4 月設置予定)	米本 1914	488-3004 484-8824	90m×115m	八千代市 教育委員会	1分 東消防署から																																											
2-37	第7節 救援・救護体制の整備 第1 給水体制の整備 3 緊急時協力体制の整備 【上下水道局 総務部】 管工事協同組合、運送業者等と災害時における協力関係を図り、迅速かつ的確な緊急時協力体制の整備に努める。 県内水道事業体等及び県企業局との緊急時の給水体制を図り、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき迅速かつ的確な緊急時協力が行えるよう体制の整備に努める。 また、市民及び自主防災組織等に対して、日頃より貯水及び給水に関する指導を行い、災害時給水活動の中心的な働き手となるよう育成する。					第7節 救援・救護体制の整備 第1 給水体制の整備 3 緊急時協力体制の整備 【上下水道局 総務部】 管工事協同組合、運送業者等と災害時における協力関係を図り、迅速かつ的確な緊急時協力体制の整備に努める。 県内他市町村水道事業体及び県企業局との緊急時の給水体制を図り、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき迅速かつ的確な緊急時協力が行えるよう体制の整備に努める。 また、市民及び自主防災組織等に対して、日頃より貯水及び給水に関する指導を行い、災害時給水活動の中心的な働き手となるよう育成する。																																										
	第2 救助・救急体制の整備 【消防本部】 1 救助・救急体制の整備 (1)救助・救急用装備・資機材等の整備 震災時において、災害現場で的確に被災者を救出、救護するため、消防本部及び警察署は、多種多様な救助・救急事象に対応できる装備・資機材等を整備する。					第2 救助・救急体制の整備 【消防本部】 1 救助・救急体制の整備 (1)救助・救急用装備・資機材等の整備 震災時において、災害現場で的確に被災者を救出、救護するため、消防本部(署)及び警察署は、多種多様な救助・救急事象に対応できる装備・資機材等を整備する。																																										
2-38	2 救急業務体制の整備 消防本部は、救命率の向上をめざし、病院の診療科目、収容状況等を把握し、救急内容に応じた病院の選定などを的確に処理するため、引き続き救急告示医療機関等との連携協力体制の強化に努める。					2 救急業務体制の整備 消防本部(署)は、救命率の向上をめざし、病院の診療科目、収容状況等を把握し、救急内容に応じた病院の選定などを的確に処理するため、引き続き救急告示医療機関等との連携協力体制の強化に努める。																																										
	第3 応急医療救護体制の整備 【健康福祉部】 ＜略＞ 大規模災害時応急医療救護の活動フロー <pre>graph LR A[災害現場 (傷病者)] --> B[トリアージ(選別)・応急処置 救護所 市内7か所 (5病院・2小学校)] B --> C[高度治療 災害拠点病院 (東京女子医科大学附属 八千代医療センター) (重症) 災害医療地区病院 (5病院) ※東京女子医科大学附属 八千代医療センターを含む (中等症)]</pre>					第3 応急医療救護体制の整備 【健康福祉部】 ＜略＞ 大規模災害時応急医療救護の活動フロー <pre>graph LR A[災害現場 (傷病者)] --> B[選別・処置・治療 救護所 (各地区7か所) (軽症・中等症) 本格治療 災害医療本部病院 (八千代医療センター) (重症)]</pre>																																										

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表

頁	新	旧																								
2-39	3 医薬品等の確保 (1) 医薬品等供給体制の整備 〈略〉 また、県が千葉県医薬品卸協同組合等と締結した「災害時等の救護活動に関する協定書」に基づき、市内の医薬品等が不足した場合等に円滑に供給されるように、県への要請や市内の受入れ体制等の整備に努める。	3 医薬品等の確保 (1) 医薬品等供給体制の整備 〈略〉 また、県が千葉県医薬品卸協同組合等と締結した「災害時の救護活動に関する協定書」に基づき、市内の医薬品等が不足した場合等に円滑に供給されるように、県への要請や市内の受入れ体制等の整備に努める。																								
2-41	第8節 備蓄・物流体制の整備 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当 部</th><th>関 係 機 関</th></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>第2 応急救護用医薬品及び応急医療資器材等の整備</td><td>健康福祉部</td><td>習志野保健所，市医師会，市歯科医師会，市薬剤師会</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr></table>	項 目	担 当 部	関 係 機 関	〈略〉	〈略〉	〈略〉	第2 応急救護用医薬品及び応急医療資器材等の整備	健康福祉部	習志野保健所，市医師会，市歯科医師会，市薬剤師会	〈略〉	〈略〉	〈略〉	第8節 備蓄・物流体制の整備 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当 部</th><th>関 係 機 関</th></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>第2 医薬品及び応急医療資器材等の整備</td><td>健康福祉部</td><td>習志野保健所，市医師会，市歯科医師会，市薬剤師会</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr></table>	項 目	担 当 部	関 係 機 関	〈略〉	〈略〉	〈略〉	第2 医薬品及び応急医療資器材等の整備	健康福祉部	習志野保健所，市医師会，市歯科医師会，市薬剤師会	〈略〉	〈略〉	〈略〉
項 目	担 当 部	関 係 機 関																								
〈略〉	〈略〉	〈略〉																								
第2 応急救護用医薬品及び応急医療資器材等の整備	健康福祉部	習志野保健所，市医師会，市歯科医師会，市薬剤師会																								
〈略〉	〈略〉	〈略〉																								
項 目	担 当 部	関 係 機 関																								
〈略〉	〈略〉	〈略〉																								
第2 医薬品及び応急医療資器材等の整備	健康福祉部	習志野保健所，市医師会，市歯科医師会，市薬剤師会																								
〈略〉	〈略〉	〈略〉																								
2-43	第1 食料・生活必需品等の供給体制の整備 2 市における備蓄・調達体制の整備 【総務部 経済環境部 上下水道局 各部】 (1) 生命維持や生活に最低限必要な食料，飲料水，マスク，消毒液，炊き出し用具，毛布，その他生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお，備蓄物資の選定に際しては，過去の災害を踏まえ，地域特性や要配慮者，女性，<u>子供（特に乳幼児）</u>及びアレルギー患者等の避難生活等に配慮する。 (2) 被災者に物資を迅速に提供するため，「防災倉庫」を現在の市役所，<u>各消防署及び市立の小学校，中学校，義務教育学校に加え公共施設等に設け，分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。</u> なお，<u>感染症対策として購入したパーテーションや簡易ベッド等を分散備蓄するため，市内7校の小中学校に防災倉庫をして整備している。</u>	第1 食料・生活必需品等の供給体制の整備 2 市における備蓄・調達体制の整備 【総務部 経済環境部 上下水道局 各部】 (1) 生命維持や生活に最低限必要な食料，飲料水，マスク，消毒液，炊き出し用具，毛布，その他生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお，備蓄物資の選定に際しては，過去の災害を踏まえ，地域特性や要配慮者，女性及びアレルギー患者等の避難生活等に配慮する。 (2) 被災者に物資を迅速に提供するため，「防災倉庫」を現在の市役所，<u>消防本部及び市立の小学校，中学校，義務教育学校に加え公共施設等に設け，分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。</u>																								
	3 県における備蓄・調達体制の整備 〈略〉 (3) 被災地に物資を迅速に提供するため，<u>国の「物資調達・輸送調整等支援システム」</u>の活用を図る。また，平常時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに，県内13か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに，民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。	3 県における備蓄・調達体制の整備 〈略〉 (3) 被災地に物資を迅速に提供するため，<u>千葉県防災情報システムの中の「物資管理サブシステム」</u>により，<u>備蓄情報の共有化を図り，千葉県の備蓄等の活用を図る。</u>また，平常時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに，県内13か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに，民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。																								
	第2 応急救護用医薬品及び応急医療資器材等の整備 1 市における整備 【健康福祉部】 <u>救護活動で使用する応急救護用医薬品，医療資器材等の整備については，市医師会及び災害医療地区病院の協力を得て，市で予め適正な配備を行う。</u> ※本章・第7節・第3・3「医薬品等の確保」（震災-2-39 参照）	第2 医薬品及び応急医療資器材等の整備 1 市における整備 【健康福祉部】 <u>市における医薬品及び応急医療資器材等の整備については，市医師会，市歯科医師会，市薬剤師会等との協力を得て，県に準じて行うよう努める。</u> ※本章・第7節・第3・3「医薬品等の確保」（2-39 参照）																								
2-47	第9節 防災基礎体力の向上 第2 地域・事業所における防災体制の強化 1 自主防災組織の強化・充実 【総務部】 (1) 組織結成の促進 〈略〉 <table><tr><td>平常時の活動内容</td><td>ア 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみの防災意識の醸成，家庭内の安全対策） イ 地震による災害危険度の把握（<u>土砂災害警戒区域</u>，地域の災害履歴，ハザードマップ） 〈略〉</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr></table>	平常時の活動内容	ア 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみの防災意識の醸成，家庭内の安全対策） イ 地震による災害危険度の把握（ <u>土砂災害警戒区域</u> ，地域の災害履歴，ハザードマップ） 〈略〉	〈略〉	〈略〉	第9節 防災基礎体力の向上 第2 地域・事業所における防災体制の強化 1 自主防災組織の強化・充実 【総務部】 (1) 組織結成の促進 〈略〉 <table><tr><td>平常時の活動内容</td><td>ア 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみの防災意識の醸成，家庭内の安全対策） イ 地震による災害危険度の把握（<u>土砂災害危険箇所</u>，地域の災害履歴，ハザードマップ） 〈略〉</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr></table>	平常時の活動内容	ア 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみの防災意識の醸成，家庭内の安全対策） イ 地震による災害危険度の把握（ <u>土砂災害危険箇所</u> ，地域の災害履歴，ハザードマップ） 〈略〉	〈略〉	〈略〉																
平常時の活動内容	ア 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみの防災意識の醸成，家庭内の安全対策） イ 地震による災害危険度の把握（ <u>土砂災害警戒区域</u> ，地域の災害履歴，ハザードマップ） 〈略〉																									
〈略〉	〈略〉																									
平常時の活動内容	ア 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみの防災意識の醸成，家庭内の安全対策） イ 地震による災害危険度の把握（ <u>土砂災害危険箇所</u> ，地域の災害履歴，ハザードマップ） 〈略〉																									
〈略〉	〈略〉																									

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表		
頁	新	旧
2-49	第3 防災訓練 1 市が行う訓練 【総務部 各部】 (1)総合防災訓練 災害時における市や防災関係機関等，地域の防災・減災対応能力の向上を図るため，これらが一体となった総合的な訓練を実施する。 ア 実施時期 原則として，<u>11月</u>のうちの日曜日に実施するよう努める。 イ 実施方法 市総合防災訓練実施計画を定め実施する。 ウ 参加機関 市，消防本部，住民，自治会・自主防災組織，小学校，中学校，義務教育学校，幼稚園，保育園，消防団，警察署，医療関係団体，防災関係機関，民間協力団体等 〈略〉	第3 防災訓練 1 市が行う訓練 【総務部 各部】 (1)総合防災訓練 災害時における市や防災関係機関等，地域の防災・減災対応能力の向上を図るため，これらが一体となった総合的な訓練を実施する。 ア 実施時期 原則として，<u>防災週間（8月30日から9月5日まで）</u>のうちの日曜日に実施するよう努める。 イ 実施方法 市総合防災訓練実施計画を定め実施する。 ウ 参加機関 市，消防本部<u>（署）</u>，住民，自治会・自主防災組織，小学校，中学校，義務教育学校，幼稚園，保育園，<u>市</u>消防団，警察署，医療関係団体，防災関係機関，民間協力団体等 〈略〉
2-51	3 自主防災組織等が行う訓練 自主防災組織や自治会は，地域の防災力の向上を図るため防災訓練の実施に努める。市は自主防災組織等が実施する訓練について指導依頼に基づき訓練の指導や支援を行い，市の指導によらず自らが自主的に訓練が行えるようリーダーの育成に努める。	3 自主防災組織等が行う訓練 自主防災組織，自治会は，地域の防災力の向上を図るため防災訓練の実施に努める。市は自主防災組織等が実施する訓練について指導依頼に基づき訓練の指導や支援を行い，市の指導によらず自らが自主的に訓練が行えるようリーダーの育成に努める。
	(1) 個別訓練 自主防災組織が，地域の実情や特性に合わせて必要な訓練を実施する。 【主な訓練内容】 避難誘導訓練，仮設トイレ設置訓練，非常食料炊き出し訓練，<u>初期</u>消火訓練，広報訓練，その他防災活動に必要な訓練（防災講演・座談会）	(1) 個別訓練 自主防災組織が，地域の実情や特性に合わせて必要な訓練を実施する。 【主な訓練内容】 避難誘導訓練，仮設トイレ設置訓練，非常食料炊き出し訓練，消火訓練，広報訓練，その他防災活動に必要な訓練（防災講演・座談会）
	(2) 合同訓練 災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため，地域毎に複数の自主防災組織が参加する訓練とし，自治会，消防機関，ボランティア（NPO）組織及び教育機関等と連携し，防災訓練を実施する。 【主な訓練内容】 避難誘導訓練，仮設トイレ設置訓練，非常食料炊き出し訓練，<u>初期</u>消火訓練，広報訓練，その他防災活動に必要な訓練（防災資機材取扱い訓練，防災倉庫資機材取扱い訓練，応急給水訓練，避難所開設訓練）	(2) 合同訓練 災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため，地域毎に複数の自主防災組織が参加する訓練とし，自治会，消防機関，ボランティア（NPO）組織及び教育機関等と連携し，防災訓練を実施する。 【主な訓練内容】 避難誘導訓練，仮設トイレ設置訓練，非常食料炊き出し訓練，消火訓練，広報訓練，その他防災活動に必要な訓練（防災資機材取扱い訓練，防災倉庫資機材取扱い訓練，応急給水訓練，避難所開設訓練）
2-52	第10節 ボランティア受入れ体制の整備 第1 ボランティア意識の啓発等 2 防災ボランティア意識の啓発 【総務部 健康福祉部】 (2)毎年実施する総合防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティアの参加を求めることにより，その重要性を広報する。 (3)「千葉県県民活動推進計画」に基づく「<u>ちば県民活動PR月間</u>」など様々な機会を通じて，「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性について，防災の視点から市民の理解と参加の促進を図る。	第10節 ボランティア受入れ体制の整備 第1 ボランティア意識の啓発等 2 防災ボランティア意識の啓発 【総務部 健康福祉部】 (2)毎年<u>8月30日から9月5日までの「防災週間」</u>を中心に実施する総合防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティアの参加を求めることにより，その重要性を広報する。 (3)「千葉県県民活動推進計画」に基づく「<u>NPO月間</u>」など様々な機会を通じて，「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性について，防災の視点から市民の理解と参加の促進を図る。
2-54	第11節 要配慮者の安全確保対策 第1 要配慮者の安全確保対策 1 災害時の支援体制の整備 【健康福祉部 子ども部 企画部 総務部】 〈略〉 なお，具体的には，「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府令和3年5月）及び「八千代市災害時要配慮者支援基本計画」（令和<u>5年</u>4月）等に示す次の対策を推進するものとし，支援対策の基本的な考え方や避難支援体制に関することは，八千代市災害時要配慮者支援基本計画（令和<u>5年</u>4月）との整合を図るものとする。	第11節 要配慮者の安全確保対策 第1 要配慮者の安全確保対策 1 災害時の支援体制の整備 【健康福祉部 子ども部 企画部 総務部】 〈略〉 なお，具体的には，「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府令和3年5月）及び「八千代市災害時要配慮者支援基本計画」（令和<u>3年</u>4月）等に示す次の対策を推進するものとし，支援対策の基本的な考え方や避難支援体制に関することは，八千代市災害時要配慮者支援基本計画（令和<u>3年</u>4月）との整合を図るものとする。

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表		
頁	新	旧
	(1) 避難支援体制の整備 要配慮者の把握，登録及び個別避難計画の作成を推進し，情報伝達や救助，避難誘導等，地域社会全体で支援する体制を整備する。 また，災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府令和３年５月）に基づく避難行動要支援者名簿の作成及び活用等に関して，次のとおり取り組むものとする。	(1) 避難支援体制の整備 要配慮者の把握，登録及び個別避難計画の作成を推進し，情報伝達や救助，避難誘導等，地域社会全体で支援する体制を整備する。<u>なお，「八千代市災害時要配慮者支援基本計画」（令和３年４月）で定める個別計画を個別避難計画とみなすものとする。</u> また，災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府令和３年５月）に基づく避難行動要支援者名簿の作成及び活用等に関して，次のとおり取り組むものとする。
	ア 避難行動要支援者名簿等の作成 避難行動要支援者名簿等に掲載する者の範囲は，次のとおりとする。 ①介護保険法に基づく要介護３以上の高齢者 ②身体障害者手帳の交付を受け，<u>視覚・聴覚・肢体不自由・呼吸器機能に係る</u>障害の程度が１級～２級の障害者 ③療育手帳の交付を受け，障害の程度が<u>㉠</u>からＡの２の障害者 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受け，障害の程度が１級の障害者 ⑤指定難病医療費助成受給者または小児慢性特定疾病医療費助成受給者のうち，人工呼吸器等装着者 ⑥<u>その他特別の事情で避難支援を希望し，市長が認める者</u>	ア 避難行動要支援者名簿等の作成 避難行動要支援者名簿等に掲載する者の範囲は，次のとおりとする。 ①介護保険法に基づく要介護３以上の高齢者 ②身体障害者手帳の交付を受け，障害の程度が１級～２級の障害者 ③療育手帳の交付を受け，障害の程度が<u>㉠</u>からＡの２の障害者 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受け，障害の程度が１級の障害者 ⑤<u>その他特別の事情で避難支援を希望し，市長が認める者</u>
	＜中略＞	＜中略＞
2-55	オ 情報の適正管理 市は，避難行動要支援者名簿等の適正な情報管理が行われるよう，情報セキュリティ対策については，国が策定した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき，機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「八千代市情報セキュリティポリシー」（令和<u>6</u>年４月）の遵守を徹底する。	オ 情報の適正管理 市は，避難行動要支援者名簿等の適正な情報管理が行われるよう，情報セキュリティ対策については，国が策定した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき，機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「八千代市情報セキュリティポリシー」（令和<u>3</u>年11月）の遵守を徹底する。
	カ 避難支援等関係者 避難行動要支援者名簿等を提供する避難支援等関係者は，次に掲げる者とする。 避難支援等関係者に求める避難行動要支援者への支援は，①<u>避難</u>支援者の選任，②情報伝達，③安否確認，④避難支援とする。 なお，名簿等の提供に当たっては，本人の同意を得ることとし，名簿等提供に同意した者のみの名簿（外部提供用避難行動要支援者名簿）を提供する。 なお，災害が発生し又は発生するおそれがある場合において，避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要と認めるときは，本人の同意を得ずに提供を行うものとする。 ①消防 ②警察 ③自治会 ④自主防災組織 ⑤民生委員・児童委員 ⑥消防団 ⑦社会福祉協議会 ⑧<u>地域包括支援センター</u> ⑨ <u>基幹相談支援センター</u> ⑩ <u>福祉避難所施設管理者</u> ⑪<u>その他避難支援等の実施に携わる者</u>	カ 避難支援等関係者 避難行動要支援者名簿等を提供する避難支援等関係者は，次に掲げる者とする。 避難支援等関係者に求める避難行動要支援者への支援は，①<u>地域</u>支援者の選任，②情報伝達，③安否確認，④避難支援とする。 なお，名簿等の提供に当たっては，本人の同意を得ることとし，名簿等提供に同意した者のみの名簿（外部提供用避難行動要支援者名簿）を提供する。 なお，災害が発生し又は発生するおそれがある場合において，避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要と認めるときは，本人の同意を得ずに提供を行うものとする。 ①消防 ②警察 ③自治会 ④自主防災組織 ⑤民生委員・児童委員 ⑥消防団 ⑦社会福祉協議会 ⑧<u>その他市長が定める者</u>
	キ 名簿等情報の提供における情報漏えい防止措置 ＜略＞ ①災害対策基本法による守秘義務の認識と理解 ② 必要以上の名簿の複製の禁止 ③ 施錠可能な場所への名簿の保管 ④ 団体内部での名簿取扱者の限定（個人でなく団体の場合） ⑤ 名簿の取扱状況についての市への報告	キ 名簿等情報の提供における情報漏えい防止措置 ＜略＞ ①災害対策基本法による守秘義務の認識と理解 ② 必要以上の名簿の複製の禁止 ③ 施錠可能な場所への名簿の保管 ④ 団体内部での名簿取扱者の限定（個人でなく団体の場合） ⑤ 名簿の取扱状況についての市への<u>定期</u>報告
2-56	コ 個別避難計画の作成・提供 市は，<u>避難行動要支援者及びその家族</u>と共に，避難支援等関係者や福祉・医療関係者等と連携し，個別	コ 個別避難計画の作成・提供 避難行動要支援者及びその家族は，<u>日頃から</u>個別避難計画の作成・更新に努める。作成に当たっては，

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表		
頁	新	旧
	避難計画の作成に努める。作成に当たっては、自治会等に支援を依頼し、<u>避難支援者の確保に努める。</u> 避難行動要支援者及び避難支援者が同意した場合は、<u>災害対策基本法に基づき、平常時から避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。</u> なお、<u>個別避難計画の作成・活用に当たっては以下の事項等を踏まえ取り組むものとする。</u> ①個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲 ：土砂災害警戒区域、<u>八千代1号幹線沿線の浸水区域に居住する者、医療的ケア児等</u> ＜略＞ ⑤ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法 ：個別避難計画の作成に必要な個人情報は、氏名、生年月日、<u>性別、住所又は居所、連絡先、緊急時の連絡先、避難支援者、避難場所及び避難経路に関する事項、その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項とする。</u>また、その個人情報の入手方法は、避難行動要支援者本人等からの収集のほか、避難支援等関係者などから収集する ＜略＞ ⑦個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置：避難行動要支援者名簿に準ずる ⑧円滑な避難のための情報伝達の配慮 ：避難行動要支援者名簿に準ずる ⑨ 避難支援等関係者の安全確保 ：避難行動要支援者名簿に準ずる	自治会等に支援を依頼し、<u>地域支援者の確保に努める。</u> <u>作成した個別避難計画は、市に提出する。</u> 避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は災害対策基本法に<u>基づいて避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。</u> なお個別避難計画の作成・活用に<u>あたっては以下の事項等を踏まえ取り組むものとする。</u> ①個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲 ：土砂災害警戒区域、<u>洪水浸水想定区域（0.5m以上）内</u> ＜略＞ ⑤ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法 ：個別避難計画の作成に必要な個人情報は、氏名、生年月日、住所又は居所、連絡先、緊急時の連絡先、避難支援者、<u>避難時に配慮しなければならない事項など、避難行動要支援者の避難行動要支援に関する取組指針等を参考に、詳細は別途定める。</u>また、その個人情報の入手方法は、避難行動要支援者本人等からの収集のほか、避難支援等関係者などから収集する ＜略＞ ⑦個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置：避難行動要支援者名簿に準ずる
2-57	(3) 在宅避難者等への対応体制の整備 在宅避難又は応急仮設住宅で生活する要配慮者に対する健康相談や生活支援を行うため、保健所や市社会福祉協議会などと連携した取組みを進める。 また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、<u>福祉避難所等へ非常用電源の整備を進めるとともに、補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。</u>	(3) 在宅避難者等への対応体制の整備 在宅避難又は応急仮設住宅で生活する要配慮者に対する健康相談や生活支援を行うため、保健所や市社会福祉協議会などと連携した取組みを進める。 また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。
	3 避難施設等の整備 【総務部 各部】 「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県令和6年3月）及び「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」（内閣府令和4年8月）に基づき、一般の避難所についても、要配慮者の避難生活に配慮した構造・設備の改修、資機材等の配備及び運営体制の確保等に努める	3 避難施設等の整備 【総務部 各部】 「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県平成29年7月）及び「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」（内閣府平成25年8月）に基づき、一般の避難所についても、要配慮者の避難生活に配慮した構造・設備の改修、資機材等の配備及び運営体制の確保等に努める
2-58	第2 社会福祉施設等における安全確保対策 【健康福祉部 消防本部】 2 防災計画の策定等 ＜略＞ なお、消防本部は、防災計画の策定等について必要な指導助言等を行う。	第2 社会福祉施設等における安全確保対策 【健康福祉部 消防本部】 2 防災計画の策定等 ＜略＞ なお、消防本部<u>（署）</u>は、防災計画の策定等について必要な指導助言等を行う。
	4 地域住民との連携 ＜略＞ また、消防本部は、自主防災組織及び事業所における自主的な防災組織との相互協力協定を促進するなど必要な指導助言を行う。 ※参考 資料編6－1 要配慮者利用施設一覧表	4 地域住民との連携 ＜略＞ また、消防本部<u>（署）</u>は、自主防災組織及び事業所における自主的な防災組織との相互協力協定を促進するなど必要な指導助言を行う。 ※参考 資料編6－1 要配慮者利用施設一覧表
	第3 外国人对策の推進 【企画部 総務部】 2 避難場所等における対応の準備 ＜略＞ また、県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（千葉県令和4年3月）	第3 外国人对策の推進 【企画部 総務部】 2 避難場所等における対応の準備 ＜略＞ また、県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（千葉県平成28年3月）

頁	新	旧																																								
	及び「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県令和6年3月）を活用し、避難所等の必要な整備に努める。	及び「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県平成29年7月）を活用し、避難所等の必要な整備に努める。																																								
2-59	第12節 帰宅困難者等対策 第1 一斉帰宅の抑制 2 安否確認手段の普及・啓発 【総務部】 ＜略＞ このため、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、J-anpi、SNS（X、LINE）、IP電話など、一般電話や携帯電話以外の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校などにおける家族等との安否確認手段のルール化を促進する。 3 帰宅困難者等への情報提供 【総務部 各部】 企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況、帰宅情報（一時滞在施設や帰宅支援ステーション等の開設・運営情報、道路の通行止めや混雑状況等）などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。 このため、市は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼び掛け、地震に関する情報、広域的な被害情報について、市ホームページ、防災情報メール、ポータルサイト、SNS（X、LINE）などを活用して提供する体制を整備する。	第12節 帰宅困難者等対策 第1 一斉帰宅の抑制 2 安否確認手段の普及・啓発 【総務部】 ＜略＞ このため、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、J-anpi、SNS（ツイッター、LINE）、IP電話など、一般電話や携帯電話以外の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校などにおける家族等との安否確認手段のルール化を促進する。 3 帰宅困難者等への情報提供 【総務部 各部】 企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。 このため、市は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼び掛け、地震に関する情報、広域的な被害情報について、市ホームページ、防災情報メール、ポータルサイト、SNS（ツイッター、LINE）などを活用して提供する体制を整備する。																																								
	第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画																																								
3-3	第1節 応急活動体制 第1 大規模地震時の初動対応 【本部事務局 各部】 3 夜間・休日等の対応 (3)初期対応時の任務 ア 本庁守衛室職員及び消防本部警防課(指揮指令係)職員 ＜略＞ 第2 災害対策本部設置前の配備体制 【本部事務局 各部】 1 警戒配備体制 市内で震度4の地震を記録など、次の設置基準に該当する場合には、警戒配備体制をとる。また、災害の状況等に応じて、応急対策本部に移行する。 <table><tr><td>区分</td><td colspan="2">配 備 基 準</td><td>配 備 体 制</td></tr><tr><td rowspan="4">警戒 配備</td><td rowspan="4">自動配備</td><td>○市内で震度4を記録したとき</td><td rowspan="4">災害関係課職員で、情報収集連絡活動が円滑に行える体制とする。</td></tr><tr><td>○南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき</td></tr><tr><td>○北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき</td></tr><tr><td>○市内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき</td></tr></table> 2 応急対策本部 市長は、次の配備基準に該当する場合に応急対策本部を設置する。 応急対策本部設置時の配備基準及び配備体制 <table><tr><td>区 分</td><td colspan="2">配 備 基 準</td><td>配 備 体 制</td></tr><tr><td rowspan="2">第1 配備</td><td>自動配備</td><td>○市内で震度5弱を記録したとき</td><td rowspan="2">各部管理職及び本部事務局職員等で、情報収集連絡活動を円滑に行い、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。</td></tr><tr><td>指令配備</td><td>○その他市長が必要と認めたとき</td></tr></table>	区分	配 備 基 準		配 備 体 制	警戒 配備	自動配備	○市内で震度4を記録したとき	災害関係課職員で、情報収集連絡活動が円滑に行える体制とする。	○南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき	○北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき	○市内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき	区 分	配 備 基 準		配 備 体 制	第1 配備	自動配備	○市内で震度5弱を記録したとき	各部管理職及び本部事務局職員等で、情報収集連絡活動を円滑に行い、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。	指令配備	○その他市長が必要と認めたとき	第1節 応急活動体制 第1 大規模地震時の初動対応 【本部事務局 各部】 3 夜間・休日等の対応 (3)初期対応時の任務 ア 本庁守衛室職員及び消防本部警防課(指揮指令担当)職員 ＜略＞ 第2 応急対策本部 【本部事務局 各部】 1 設置前の配備体制 市内で震度4の地震を記録したときは、次の配備体制をとり、災害の状況に応じて、応急対策本部に移行する。 <table><tr><td>区分</td><td colspan="2">配 備 基 準</td><td>配 備 体 制</td></tr><tr><td rowspan="2">警戒 配備</td><td rowspan="2">自動配備</td><td>○市内で震度4を記録したとき</td><td rowspan="2">災害関係課職員で、情報収集連絡活動が円滑に行える体制とする。</td></tr><tr><td></td></tr></table> 2 設置基準及び配備体制 市長は、次の配備基準に該当する場合に応急対策本部を設置する。 応急対策本部設置時の配備基準及び配備体制 <table><tr><td>区 分</td><td colspan="2">配 備 基 準</td><td>配 備 体 制</td></tr><tr><td rowspan="2">第1 配備</td><td>自動配備</td><td>○市内で震度5弱を記録したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</td><td rowspan="2">各部管理職及び本部事務局職員等で、情報収集連絡活動を円滑に行い、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。</td></tr><tr><td>指令配備</td><td>○その他市長が必要と認めたとき</td></tr></table>	区分	配 備 基 準		配 備 体 制	警戒 配備	自動配備	○市内で震度4を記録したとき	災害関係課職員で、情報収集連絡活動が円滑に行える体制とする。		区 分	配 備 基 準		配 備 体 制	第1 配備	自動配備	○市内で震度5弱を記録したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	各部管理職及び本部事務局職員等で、情報収集連絡活動を円滑に行い、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。	指令配備	○その他市長が必要と認めたとき
区分	配 備 基 準		配 備 体 制																																							
警戒 配備	自動配備	○市内で震度4を記録したとき	災害関係課職員で、情報収集連絡活動が円滑に行える体制とする。																																							
		○南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき																																								
		○北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき																																								
		○市内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき																																								
区 分	配 備 基 準		配 備 体 制																																							
第1 配備	自動配備	○市内で震度5弱を記録したとき	各部管理職及び本部事務局職員等で、情報収集連絡活動を円滑に行い、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。																																							
	指令配備	○その他市長が必要と認めたとき																																								
区分	配 備 基 準		配 備 体 制																																							
警戒 配備	自動配備	○市内で震度4を記録したとき	災害関係課職員で、情報収集連絡活動が円滑に行える体制とする。																																							
区 分	配 備 基 準		配 備 体 制																																							
第1 配備	自動配備	○市内で震度5弱を記録したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	各部管理職及び本部事務局職員等で、情報収集連絡活動を円滑に行い、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。																																							
	指令配備	○その他市長が必要と認めたとき																																								

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表																														
頁	新	旧																												
3-5	第3 災害対策本部 【本部事務局 各部】 1 設置基準及び配備体制 市長は、次の配備基準に該当する場合に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。 本部設置時の配備基準及び配備体制 <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">配 備 基 準</th><th>配 備 体 制</th></tr><tr><td rowspan="2">第2 配備</td><td>自動配備</td><td>○市内で震度5強を記録したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき ○地震により局地災害が発生したとき</td><td rowspan="2">情報の収集・伝達，水防，輸送，医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。</td></tr><tr><td>指令配備</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table> 2 本部の設置場所 本部の設置場所は原則として市役所庁舎別館2階第1，第2会議室に置く。 ただし，庁舎内に設置することが不可能な場合は，消防本部又は本部長が指定する場所に置く。	区分	配 備 基 準		配 備 体 制	第2 配備	自動配備	○市内で震度5強を記録したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき ○地震により局地災害が発生したとき	情報の収集・伝達，水防，輸送，医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。	指令配備	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	第3 災害対策本部 【本部事務局 各部】 1 設置基準及び配備体制 市長は、次の配備基準に該当する場合に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。 本部設置時の配備基準及び配備体制 <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">配 備 基 準</th><th>配 備 体 制</th></tr><tr><td rowspan="2">第2 配備</td><td>自動配備</td><td>○市内で震度5強を記録したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○地震により局地災害が発生したとき</td><td rowspan="2">情報の収集・伝達，水防，輸送，医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。</td></tr><tr><td>指令配備</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table> 2 本部の設置場所 本部の設置場所は原則として市役所庁舎別館2階第1，第2会議室に置く。 ただし，庁舎内に設置することが不可能な場合は，八千代市消防本部又は本部長が指定する場所に置く。	区分	配 備 基 準		配 備 体 制	第2 配備	自動配備	○市内で震度5強を記録したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○地震により局地災害が発生したとき	情報の収集・伝達，水防，輸送，医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。	指令配備	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞
区分	配 備 基 準		配 備 体 制																											
第2 配備	自動配備	○市内で震度5強を記録したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき ○地震により局地災害が発生したとき	情報の収集・伝達，水防，輸送，医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。																											
	指令配備	＜略＞																												
＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞																											
区分	配 備 基 準		配 備 体 制																											
第2 配備	自動配備	○市内で震度5強を記録したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○地震により局地災害が発生したとき	情報の収集・伝達，水防，輸送，医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。																											
	指令配備	＜略＞																												
＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞																											
3-6	4 設置，廃止又は応急対策本部への移行の通知 (1)報告・通知・公表先等 ＜略＞ <table><tr><th>報告・通知・公表先</th><th>連絡担当</th><th>報告・通知・公表の方法</th></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>知事 (防災危機管理部防災対策課)</td><td>本 部 事 務 局</td><td>千葉県防災情報システム・県防災行政無線・メール・FAX・電話・口頭その他迅速な方法</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table>	報告・通知・公表先	連絡担当	報告・通知・公表の方法	＜略＞	＜略＞	＜略＞	知事 (防災危機管理部防災対策課)	本 部 事 務 局	千葉県防災情報システム・県防災行政無線・メール・FAX・電話・口頭その他迅速な方法	＜略＞	＜略＞	＜略＞	4 設置，廃止又は応急対策本部への移行の通知 (1)報告・通知・公表先等 ＜略＞ <table><tr><th>報告・通知・公表先</th><th>連絡担当</th><th>報告・通知・公表の方法</th></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>知事 (防災危機管理部危機管理課)</td><td>本 部 事 務 局</td><td>千葉県防災情報システム・県防災行政無線・メール・FAX・電話・口頭その他迅速な方法</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table>	報告・通知・公表先	連絡担当	報告・通知・公表の方法	＜略＞	＜略＞	＜略＞	知事 (防災危機管理部危機管理課)	本 部 事 務 局	千葉県防災情報システム・県防災行政無線・メール・FAX・電話・口頭その他迅速な方法	＜略＞	＜略＞	＜略＞				
報告・通知・公表先	連絡担当	報告・通知・公表の方法																												
＜略＞	＜略＞	＜略＞																												
知事 (防災危機管理部防災対策課)	本 部 事 務 局	千葉県防災情報システム・県防災行政無線・メール・FAX・電話・口頭その他迅速な方法																												
＜略＞	＜略＞	＜略＞																												
報告・通知・公表先	連絡担当	報告・通知・公表の方法																												
＜略＞	＜略＞	＜略＞																												
知事 (防災危機管理部危機管理課)	本 部 事 務 局	千葉県防災情報システム・県防災行政無線・メール・FAX・電話・口頭その他迅速な方法																												
＜略＞	＜略＞	＜略＞																												
3-7	5 組織・運営等 (1)本部 ＜略＞ 本部の組織構成図	5 組織・運営等 (1)本部 ＜略＞ 本部の組織構成図																												

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表									
頁		新					旧		
3-9		表3 本部事務局内の要員					表3 本部事務局内の要員		
		担 当		担当次長（平常時課長名）		要員数			
		指 揮 担 当		危 機 管 理 課 長		7		指 揮 担 当	
		広 報 担 当		広 報 広 聴 課 長		3		広 報 担 当	
		庶 務 担 当		総 務 課 長		4		庶 務 担 当	
		人 員 担 当		職 員 課 長		4		人 員 担 当	
		財 務 担 当		財 政 課 長		2		財 務 担 当	
		資 材 ・ 施 設 担 当		資 産 管 理 課 長		5		資 材 ・ 施 設 担 当	
		本 部 連 絡 員				各部（部局長が指名） 1 1		本 部 連 絡 員	
		計				3 6		計	
		※要員数には、次長を含む。							
3-10		(2)本部の運営等					(2)本部の運営等		
		＜略＞					＜略＞		
		オ 職員の服装等					オ 職員の服装等		
		職員は、災害応急活動に従事するときは、次の事項に留意する。					職員は、災害応急活動に従事するときは、次の事項に留意する。		
		① 貸与された作業服等の活動しやすい服装					① 活動しやすい服装		
		② 所定の腕章の着用					② 所定の腕章の着用		
3-12		(3)部の構成、事務分掌等					(3)部の構成、事務分掌等		
		＜略＞					＜略＞		
		部 名	班 名		事 務 分 掌				
			班 長	班員となる 平常時課名					
		企 画 部	秘 書 班		＜略＞				
			秘 書 課 長	秘 書 課					
			企画班		＜略＞				
			企 画 経 営 課 長 シティプロモーション課長	企 画 経 営 課 シティプロモーション課					
			情報配信・記録班		1 電子媒体での被害情報の受付，取りまとめに関する こと。 2 災害時広報に関すること。（広報紙，広報車，HP， 情報メール， <u>X</u> ， <u>L I N E</u> ，緊急速報メール，防災 行政用無線等での広報活動） ＜略＞				
			広 報 広 聴 課 長 情 報 政 策 課 長 議会事務局庶務課長 議会事務局議事課長	広 報 広 聴 課 情 報 政 策 課 議会事務局庶務課 議会事務局議事課					
			第 1 収 容 班						
			選挙管理委員会事務局次長 監査委員事務局次長	選挙管理委員会事務局 監 査 委 員 事 務 局		＜略＞			
		総 務 部	総 務 班		1 災害の経過及び応急活動の記録に関すること。 2 受援（他自治体等の応援の受入れ及び活動調整） に関すること。 3 被災自治体への職員の派遣に関すること。 4 専門ボランティアに関すること。 5 自治会等からの災害情報の収集に関すること。 6 災害相談の実施に関すること。 7 他部・他班の分掌事務に属さないこと。				
			総 務 課 長 庁舎総合整備課長 法 務 課 長 コミュニティ推進課長	総 務 課 庁舎総合整備課 法 務 課 コミュニティ推進課					
			防災・防犯班		＜略＞				
			危 機 管 理 課 長	危 機 管 理 課					
			職 員 班		＜略＞				
		企 画 部	秘 書 班		＜略＞				
			秘 書 課 長	秘 書 課					
			企画班		＜略＞				
			企 画 経 営 課 長 シティプロモーション課長	企 画 経 営 課 シティプロモーション課					
			情報配信・記録班		1 電子媒体での被害情報の受付，取りまとめに関する こと。 2 災害時広報に関すること。（広報紙，広報車，HP， 情報メール， <u>ツイッター</u> ， <u>L I N E</u> ，緊急速報メール， 防災行政用無線等での広報活動） ＜略＞				
			広 報 広 聴 課 長 情 報 管 理 課 長 議会事務局庶務課長 議会事務局議事課長	広 報 広 聴 課 情 報 管 理 課 議会事務局庶務課 議会事務局議事課					
			第 1 収 容 班						
			選挙管理委員会事務局次長 監査委員事務局次長	選挙管理委員会事務局 監 査 委 員 事 務 局		＜略＞			
		総 務 部	総 務 班		1 災害の経過及び応急活動の記録に関すること。 2 受援（他自治体等の応援の受入れ及び活動調整）に 関すること。 3 被災自治体への職員の派遣に関すること。 4 専門ボランティアに関すること。 5 <u>市民活動団体等との連絡調整</u> に関すること。 6 自治会等からの災害情報の収集に関すること。 7 災害相談の実施に関すること。 8 他部・他班の分掌事務に属さないこと。				
			総 務 課 長 庁舎総合整備課長 法 務 課 長 コミュニティ推進課長	総 務 課 庁舎総合整備課 法 務 課 コミュニティ推進課					
			防災・防犯班		＜略＞				
			危 機 管 理 課 長	危 機 管 理 課					
			職 員 班		＜略＞				

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表																		
頁		新					旧											
		職員課長	職員課		<略>			職員課長	職員課		<略>							
			住民班						住民班									
			戸籍住民課長						戸籍住民課									
			支所・連絡所班						支所・連絡所班									
		戸籍住民課長		各支所・連絡所		<略>			戸籍住民課長		各支所・連絡所		<略>					
	部名	班名		事務分掌			部名	班名		事務分掌								
		班長						班員となる 平常時課名					班長		班員となる 平常時課名			
		<略>						<略>										
		健康福祉部	第1救援班					<略>					健康福祉部	第1救援班		<略>		
	健康福祉課長		健康福祉課	健康福祉課長	健康福祉課													
生活支援課長	生活支援課		生活支援課長	生活支援課														
長寿支援課長	長寿支援課		長寿支援課長	長寿支援課														
障害者支援課長	障害者支援課		障害者支援課長	障害者支援課														
健康づくり課長	健康づくり課		健康づくり課長	健康づくり課														
国保年金課長	国保年金課	国保年金課長	国保年金課															
福祉総合相談課長	福祉総合相談課	福祉総合相談課長	福祉総合相談課															
	部名	班名		事務分掌			部名	班名		事務分掌								
		班長						班員となる 平常時課名					班長		班員となる 平常時課名			
	健康福祉部	保健班		<略>			健康福祉部	保健班		<略>								
		長寿支援課長	長寿支援課					長寿支援課長	長寿支援課									
		障害者支援課長	障害者支援課					障害者支援課長	障害者支援課									
		健康づくり課長	健康づくり課					健康づくり課長	健康づくり課									
		子ども保育課長	子ども保育課					子ども保育課長	子ども保育課									
		子ども福祉課長	子ども福祉課					子ども福祉課長	子ども福祉課									
		母子保健課長	母子保健課					母子保健課長	母子保健課									
		福祉総合相談課長	福祉総合相談課					福祉総合相談課長	福祉総合相談課									
<略>					<略>													
経済環境部	物資供給班		<略>			経済環境部	物資供給班		<略>									
	商工観光課長	商工観光課					商工観光課長	商工観光課										
	農政課長	農政課					農政課長	農政課										
	農業委員会事務局次長	農業委員会事務局					農業委員会事務局次長	農業委員会事務局										
	環境班						環境班											
	環境政策課長	環境政策課					環境政策課長	環境政策課										
廃棄物班		<略>			廃棄物班		<略>											
クリーン推進課長	クリーン推進課				クリーン推進課長	クリーン推進課												
3-19	第6 県、国等との連携 【本部事務局】 3 官邸からの被害状況確認への対応 <略> なお、事後速やかにその旨並びに提供した情報内容を県本部事務局（防災危機管理部 <u>防災対策課</u> ）に報告する。					第6 県、国等との連携 【本部事務局】 3 官邸からの被害状況確認への対応 <略> なお、事後速やかにその旨並びに提供した情報内容を県本部事務局（防災危機管理部 <u>危機管理課</u> ）に報告する。												
3-23	第2節 職員の動員・配備及び応援の要請等 第1 職員の動員・配備 【本部事務局 総務部 各部】					第2節 職員の動員・配備及び応援の要請等 第1 職員の動員・配備 【本部事務局 総務部 各部】												
	5 各部の配備・動員計画 <略> 地震災害時の配備基準及び体制					5 各部の配備・動員計画 <略> 地震災害時の配備基準及び体制												

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表										
頁	新					旧				
	本部	区分	配 備 基 準		配 備 体 制	本部	区分	配 備 基 準		配 備 体 制
	本部設置前	警 戒 配 備	自 動 配 備	○市内で震度4を記録したとき ○南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意） が発表されたとき ○北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき ○市内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき	災害関係課職員で、情報収集連絡活動が円滑に行える体制とする。	本部設置前	警 戒 配 備	自 動 配 備	○市内で震度4を記録したとき	災害関係課職員で、情報収集連絡活動が円滑に行える体制とする。
			指 令 配 備	○市長が必要と認めたとき				指 令 配 備	○市長が必要と認めたとき	
	応急対策本部	第 1 配 備	自 動 配 備	○市内で震度5弱を記録したとき	各部管理職及び本部事務局職員等で、情報収集連絡活動を円滑に行い、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。	応急対策本部	第 1 配 備	自 動 配 備	○市内で震度5弱を記録したとき ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) が発表されたとき	各部管理職及び本部事務局職員等で、情報収集連絡活動を円滑に行い、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。
			指 令 配 備	○その他市長が必要と認めたとき				指 令 配 備	○その他市長が必要と認めたとき	
	災害対策本部	第 2 配 備	自 動 配 備	○市内で震度5強を記録したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき ○地震により局地災害が発生したとき	情報の収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。	災害対策本部	第 2 配 備	自 動 配 備	○市内で震度5強を記録したとき ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) が発表されたとき ○地震により局地災害が発生したとき	情報の収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。
			指 令 配 備	＜略＞				指 令 配 備	＜略＞	
	第 3 配 備	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞		第 3 配 備	＜略＞	＜略＞	＜略＞
3-25	第2 応援の要請・受入 【本部事務局 総務部 各部】 2 他市町村・指定地方公共機関等への要請 (2) 他都県・指定地方公共機関等への要請 他都県・指定地方公共機関等に応援又は応援のあつせんを求める場合は、県（防災危機管理部 <u>防災対策課</u> ）に対し、無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付することとする。 なお、要請は次の表に掲げる事項を明らかにして行う。また、費用の負担については、法令に基づき行う（災害対策基本法施行令第18条）。					第2 応援の要請・受入 【本部事務局 総務部 各部】 2 他市町村・指定地方公共機関等への要請 (2) 他都県・指定地方公共機関等への要請 他都県・指定地方公共機関等に応援又は応援のあつせんを求める場合は、県（防災危機管理部 <u>危機管理課</u> ）に対し、無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付することとする。 なお、要請は次の表に掲げる事項を明らかにして行う。また、費用の負担については、法令に基づき行う（災害対策基本法施行令第18条）。				
3-26	4 応援の受入 【総務部 各部】 (1) 需要の要請及び調整 総務部総務班は、各部から必要な応援要員の職種、人数、必要資機材等の情報を収集し、防災関係機関・団体等に応援を要請し、受援のための調整を行う。 <u>また、各部は、総務部総務班との調整や受援対象業務の実施に関する応援職員との調整等を行う受援担当者を選定し、対応する。</u> なお、各部で応援要請の体制が構築されている対策に関しては、各部で受援に対応する。					4 応援の受入 【総務部】 (1) 需要の要請及び調整 総務部総務班は、各部から必要な応援要員の職種、人数、必要資機材等の情報を収集し、防災関係機関・団体等に応援を要請し、受援のための調整を行う。 なお、各部で応援要請の体制が構築されている対策に関しては、各部で受援に対応する。				
3-27	<u>5 広域防災拠点（道の駅「やちよ」）の開設 【経済環境部 総務部】</u> <u>県は、大規模災害が発生し、広域防災拠点を開設する必要がある場合は、当該施設管理者と協議・調整を行い広域防災拠点を開設する。</u> <u>このため、市は、道の駅「やちよ」との連携の下、拠点開設に必要な準備を行なうとともに、体制確保を図る。</u> <u>また、道の駅「やちよ」の広域防災拠点としての運用にあたっては、県から派遣される職員と密接な連携を図る等、拠点の円滑な運用に協力する。</u>					<u>(4) 広域防災拠点との連携</u> <u>県は被災状況等に応じて広域防災拠点に指定している施設から救援部隊等の受入れ施設を開設することから、市はこれらの広域防災拠点と連携した受入れ体制を確保する。</u>				

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表																																				
頁	新	旧																																		
3-32	第3節 情報の収集・伝達 第2 地震関連情報の収集・伝達 【本部事務局 各部】 1 地震関連情報の発表 銚子地方気象台等から発表される地震関連情報の種類、内容は、次のとおりである。 <table><tr><th>種 類</th><th>内容</th></tr><tr><td>緊急地震速報（警報）</td><td>ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域（八千代市は「千葉県北西部」）となる。</td></tr><tr><td>震 度 速 報</td><td>地震発生から約1分半後に、震度3以上の地域名（千葉県の地域名：北西部、北東部、南部）と地震の揺れの検知時刻を発表する。</td></tr><tr><td>震 源 に関する情報</td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>震 源 ・ 震 度 情 報</td><td><u>以下のいずれかを満たした場合に発表する。</u> ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時。 <u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</u></td></tr><tr><td>長周期地震動に関する観測情報</td><td>長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。</td></tr><tr><td>遠 地 地 震 に 関 する 情 報</td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>その他の情報</td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>推 計 震 度 分 布 図</td><td><u>震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。</u> <u>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。</u></td></tr></table>	種 類	内容	緊急地震速報（警報）	ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域（八千代市は「千葉県北西部」）となる。	震 度 速 報	地震発生から約1分半後に、震度3以上の地域名（千葉県の地域名：北西部、北東部、南部）と地震の揺れの検知時刻を発表する。	震 源 に関する情報	〈略〉	震 源 ・ 震 度 情 報	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表する。</u> ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時。 <u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</u>	長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。	遠 地 地 震 に 関 する 情 報	〈略〉	その他の情報	〈略〉	推 計 震 度 分 布 図	<u>震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。</u> <u>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。</u>	第3節 情報の収集・伝達 第2 地震関連情報の収集・伝達 【本部事務局 各部】 1 地震関連情報の発表 銚子地方気象台等から発表される地震関連情報の種類、内容は、次のとおりである。 <table><tr><th>種 類</th><th>内容</th></tr><tr><td>緊急地震速報</td><td><u>緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。</u></td></tr><tr><td>震 度 速 報</td><td>地震発生から約1分半後に、震度3以上の地域名（千葉県の地域名：北西部、北東部、南部）と地震の揺れの検知時刻を発表する。<u>この情報は、気象庁より「防災情報提供装置」及び報道機関等を通じて伝達される。</u></td></tr><tr><td>震 源 に関する情報</td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>震 源 ・ 震 度 に関する情報</td><td>震度3以上が観測されたとき、又は緊急地震速報（警報）を発表した場合、震源位置・規模、震度3以上が推測された地域名、震度5弱以上と考えられるが震度が入手できない震度計のある市町村名を発表する。</td></tr><tr><td>各 地 の 震 度 に関する情報</td><td><u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。</u></td></tr><tr><td>遠 地 地 震 に 関 する 情 報</td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>その他の情報</td><td>〈略〉</td></tr></table>	種 類	内容	緊急地震速報	<u>緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。</u>	震 度 速 報	地震発生から約1分半後に、震度3以上の地域名（千葉県の地域名：北西部、北東部、南部）と地震の揺れの検知時刻を発表する。 <u>この情報は、気象庁より「防災情報提供装置」及び報道機関等を通じて伝達される。</u>	震 源 に関する情報	〈略〉	震 源 ・ 震 度 に関する情報	震度3以上が観測されたとき、又は緊急地震速報（警報）を発表した場合、震源位置・規模、震度3以上が推測された地域名、震度5弱以上と考えられるが震度が入手できない震度計のある市町村名を発表する。	各 地 の 震 度 に関する情報	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。</u>	遠 地 地 震 に 関 する 情 報	〈略〉	その他の情報	〈略〉
種 類	内容																																			
緊急地震速報（警報）	ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域（八千代市は「千葉県北西部」）となる。																																			
震 度 速 報	地震発生から約1分半後に、震度3以上の地域名（千葉県の地域名：北西部、北東部、南部）と地震の揺れの検知時刻を発表する。																																			
震 源 に関する情報	〈略〉																																			
震 源 ・ 震 度 情 報	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表する。</u> ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時。 <u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</u>																																			
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。																																			
遠 地 地 震 に 関 する 情 報	〈略〉																																			
その他の情報	〈略〉																																			
推 計 震 度 分 布 図	<u>震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。</u> <u>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。</u>																																			
種 類	内容																																			
緊急地震速報	<u>緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。</u>																																			
震 度 速 報	地震発生から約1分半後に、震度3以上の地域名（千葉県の地域名：北西部、北東部、南部）と地震の揺れの検知時刻を発表する。 <u>この情報は、気象庁より「防災情報提供装置」及び報道機関等を通じて伝達される。</u>																																			
震 源 に関する情報	〈略〉																																			
震 源 ・ 震 度 に関する情報	震度3以上が観測されたとき、又は緊急地震速報（警報）を発表した場合、震源位置・規模、震度3以上が推測された地域名、震度5弱以上と考えられるが震度が入手できない震度計のある市町村名を発表する。																																			
各 地 の 震 度 に関する情報	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。</u>																																			
遠 地 地 震 に 関 する 情 報	〈略〉																																			
その他の情報	〈略〉																																			
3-33	2 地震関連情報の収集・伝達手段 各機関の地震関連情報の収集・伝達手段は、次のとおりである。 <table><tr><th>区 分</th><th>方法</th></tr><tr><td></td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>市</td><td>(6)ホームページ，SNS（X，LINE），防災情報メール等，多様な情報伝達手段により市民へ情報を伝達する。</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr></table>	区 分	方法		〈略〉	市	(6)ホームページ，SNS（X，LINE），防災情報メール等，多様な情報伝達手段により市民へ情報を伝達する。	〈略〉	〈略〉	2 地震関連情報の収集・伝達手段 各機関の地震関連情報の収集・伝達手段は、次のとおりである。 <table><tr><th>区 分</th><th>方法</th></tr><tr><td></td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>市</td><td>(6)ホームページ，SNS（ツイッター，LINE），防災情報メール等，多様な情報伝達手段により市民へ情報を伝達する。</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr></table>	区 分	方法		〈略〉	市	(6)ホームページ，SNS（ツイッター，LINE），防災情報メール等，多様な情報伝達手段により市民へ情報を伝達する。	〈略〉	〈略〉																		
区 分	方法																																			
	〈略〉																																			
市	(6)ホームページ，SNS（X，LINE），防災情報メール等，多様な情報伝達手段により市民へ情報を伝達する。																																			
〈略〉	〈略〉																																			
区 分	方法																																			
	〈略〉																																			
市	(6)ホームページ，SNS（ツイッター，LINE），防災情報メール等，多様な情報伝達手段により市民へ情報を伝達する。																																			
〈略〉	〈略〉																																			
3-34	第3 被害状況の収集・伝達 1 被害状況の収集 【本部事務局 各部】 (1)収集すべき情報の内容 <table><tr><td colspan="2">〈略〉</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>物的被害</td><td>ア 庁舎（本庁舎，支所・連絡所，出先機関）及び消防本部・警察署等の防災機関施設</td></tr><tr><td></td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr></table>	〈略〉		〈略〉	〈略〉	物的被害	ア 庁舎（本庁舎，支所・連絡所，出先機関）及び消防本部・警察署等の防災機関施設		〈略〉	〈略〉	〈略〉	第3 被害状況の収集・伝達 1 被害状況の収集 【本部事務局 各部】 (1)収集すべき情報の内容 <table><tr><td colspan="2">〈略〉</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>物的被害</td><td>ア 庁舎（本庁舎，支所・連絡所，出先機関）及び消防本部（署）・警察署等の防災機関施設</td></tr><tr><td></td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr></table>	〈略〉		〈略〉	〈略〉	物的被害	ア 庁舎（本庁舎，支所・連絡所，出先機関）及び消防本部（署）・警察署等の防災機関施設		〈略〉	〈略〉	〈略〉														
〈略〉																																				
〈略〉	〈略〉																																			
物的被害	ア 庁舎（本庁舎，支所・連絡所，出先機関）及び消防本部・警察署等の防災機関施設																																			
	〈略〉																																			
〈略〉	〈略〉																																			
〈略〉																																				
〈略〉	〈略〉																																			
物的被害	ア 庁舎（本庁舎，支所・連絡所，出先機関）及び消防本部（署）・警察署等の防災機関施設																																			
	〈略〉																																			
〈略〉	〈略〉																																			

頁

新

旧

3-36

2 被害状況の取りまとめ【本部事務局 各部】

(3)被害状況の取りまとめ

報告項目と報告主管部

被害状況		活動状況	
報告項目	報告主管部	報告項目	報告主管部
＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞
＜略＞	＜略＞	避難所収容状況	総務部
＜略＞	＜略＞		財務部
＜略＞	＜略＞		経済環境部
＜略＞	＜略＞		教育部
＜略＞	＜略＞	企画部	健康福祉部
＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞

※（ ）内の部の分担は、原則として「発生」報告についてのみとする。

3-37

3 県（災害対策本部）への報告【本部事務局 総務部 各部】

市域に災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は防災行政用無線により県本部事務局(防災危機管理部防災対策課)に報告する。

＜中略＞

その他道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

なお、要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の氏名等を公表して安否情報を収集する必要がある場合は、県と連携して、氏名等の公表、情報の収集・精査をし、安否不明者の絞り込みを行う。

3-38

(3)報告先

ア 本部事務局長が国・県に行う報告

[総務省消防庁]

時間帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線電話	
		電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033	120-90-49013	120-90-49033
夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49102	048-500-90-49036	120-90-49102	120-90-49036

[千葉県]

時間帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線電話	
		電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
昼間	防災対策課	043-223-2175	043-222-1127	012-500-7320	012-500-7298	500-7320	500-7298
夜間	防災対策課情報通信管理室	03-5253-7777	03-5253-7553			500-7225	500-7110

3-39

イ 各々が県に行う報告

各々が県本部に行う被害情報の報告は、次のとおりである。

3-36

2 被害状況の取りまとめ【本部事務局 各部】

(3)被害状況の取りまとめ

報告項目と報告主管部

被害状況		活動状況	
報告項目	報告主管部	報告項目	報告主管部
＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞
＜略＞	＜略＞	避難所収容状況	総務部
＜略＞	＜略＞		財務部
＜略＞	＜略＞		経済環境部
＜略＞	＜略＞		教育部
＜略＞	＜略＞	企画部	健康福祉部
＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞

※（ ）内の部の分担は、原則として「発生」報告についてのみとする。

3-37

3 県（災害対策本部）への報告【本部事務局 総務部 各部】

市域に災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は防災行政用無線により県本部事務局(防災危機管理部危機管理課)に報告する。

＜中略＞

その他道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

3-38

(3)報告先

ア 本部事務局長が国・県に行う報告

[総務省消防庁]

時間区分	報告先区分	消防防災無線（県防災行政無線）			一般加入電話	
		系統	電話	FAX	電話	FAX
勤務時間内	応急対策室	地上系	120-90-49013	120-90-49033	03-5253-7527	03-5253-7537
		衛星系	048-500-90-49013	048-500-90-49033		
勤務時間外	消防庁宿直室	地上系	120-90-49102	120-90-49036	03-5253-7777	03-5253-7553
		衛星系	048-500-90-49102	048-500-90-49036		

[千葉県]

時間区分	報告先区分	県防災行政無線			一般加入電話	
		系統	電話	FAX	電話	FAX
勤務時間内	県危機管理課	地上系	500-7320	500-7298	043-223-2175	043-222-1127
		衛星系	012-500-7320	012-500-7298	043-223-2178	043-222-5219
勤務時間外	県防災行政無線統制室	地上系	500-7225	500-7110		
		衛星系	012-500-7225	012-500-7110		

3-39

イ 各々が県に行う報告

各々が県本部に行う被害情報の報告は、次のとおりである。

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表																
頁	新						旧									
		報 告 の 種 類		報告主管部	報 告 先			報 告 の 種 類		報告主管部	報 告 先					
		〈略〉		〈略〉	〈略〉			〈略〉		〈略〉	〈略〉					
		社 会 福 祉 施 設 関 係	健 康 福 祉 部	習 志 野 保 健 所 及 び 児 童 家 庭 課		社 会 福 祉 施 設 関 係		健 康 福 祉 部	習 志 野 保 健 所							
				・子育て支援課（児童福祉施設等）												
				高齢者福祉課（高齢者福祉施設）												
				障害福祉事業課（障害者（児）福祉施設）												
		健康福祉指導課（その他社会福祉施設）		〈略〉		〈略〉		〈略〉								
		下 水 道 施 設	上 下 水 道 部	県 土 整 備 部 下 水 道 課		下 水 道 施 設		上 下 水 道 部	県土整備部下水道課							
〈略〉		〈略〉	印 旛 沼 下 水 道 事 務 所 管 理 課		計 画 指 導 室		印 旛 沼 下 水 道 事 務 所 管 理 課									
〈略〉		〈略〉	〈略〉		〈略〉		〈略〉	〈略〉								
3-40	第4 その他関連情報の収集・伝達 3 都心区の情報 【企画部】 (1) 県防災危機管理部防災対策課からの情報収集 都心区の防災情報については、都県相互の情報交換によるデータ収集が可能である。主に都心区の事業所、学校等における被害状況や安心情報を中心として、県（防災危機管理部防災対策課）からの情報収集を行う。						第4 その他関連情報の収集・伝達 3 都心区の情報 【企画部】 (1) 県防災危機管理部危機管理課からの情報収集 都心区の防災情報については、都県相互の情報交換によるデータ収集が可能である。主に都心区の事業所、学校等における被害状況や安心情報を中心として、県（防災危機管理部危機管理課）からの情報収集を行う。									
	第5 災害警戒のための気象情報等の収集・伝達 1 気象情報 【総務部 消防部 本部事務局】 (1) 気象等注意報・警報の受領・伝達 気象、地象に関する注意報・警報等の受領及び伝達は、本部事務局（災害対策本部設置前は、総務部防災対策課が行う。以下同じ。）が担当する。 本部事務局長は、注意報・警報等を受領した場合、必要に応じ本部長（市長）、副本部長（副市長等）、各本部員に報告するとともに、総括長を通じて関係各班（課）長に伝達する。 伝達を受けた関係各班（課）長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。気象警報等の市民への伝達は、必要に応じ全市域又は局地的に防災行政用無線、防災情報メール、市ホームページ、 <u>X</u> ， <u>L I N E</u> ，広報車等により、迅速かつ的確に市民に伝達する。						第5 災害警戒のための気象情報等の収集・伝達 1 気象情報 【総務部 消防部 本部事務局】 (1) 気象等注意報・警報の受領・伝達 気象、地象に関する注意報・警報等の受領及び伝達は、本部事務局（災害対策本部設置前は、総務部危機管理課が行う。以下同じ。）が担当する。 本部事務局長は、注意報・警報等を受領した場合、必要に応じ本部長（市長）、副本部長（副市長等）、各本部員に報告するとともに、総括長を通じて関係各班（課）長に伝達する。 伝達を受けた関係各班（課）長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。気象警報等の市民への伝達は、必要に応じ全市域又は局地的に防災行政用無線、防災情報メール、市ホームページ、 <u>ツイッター</u> ， <u>L I N E</u> ，広報車等により、迅速かつ的確に市民に伝達する。									
3-41	2 雨量・水位情報 【総務部 都市整備部 上下水道部 消防部 本部事務局】 (1) 雨量情報の収集・伝達 雨量情報の収集は、消防部（ <u>警防</u> ・指令班）が行う。						2 雨量・水位情報 【総務部 都市整備部 上下水道部 消防部 本部事務局】 (1) 雨量情報の収集・伝達 雨量情報の収集は、消防部（指令班）が行う。									
	ア 通報系統 <u>警防</u> ・指令班は、銚子地方気象台より大雨注意報が発表されたときは、降り始めから10分ごとの雨量情報を雨量観測所より収集する。 〈略〉						ア 通報系統 指令班は、銚子地方気象台より大雨注意報が発表されたときは、降り始めから10分ごとの雨量情報を雨量観測所より収集する。 〈略〉									
	(2) 水位情報の収集・伝達 水位情報の収集は都市整備部，上下水道部が行う。 水位情報の通報系統，観測所（量水標）及び通報の基準等は，次のとおりであるが，県より指示があった場合は，指示のとおりとする。						(2) 水位情報の収集・伝達 水位情報の収集は都市整備部，上下水道部が行う。 <u>水位情報は 10 分ごとの当該河川水位値とする。</u> 水位情報の通報系統，観測所（量水標）及び通報の基準， <u>間隔</u> 等は，次のとおりであるが，県より指示があった場合は，指示のとおりとする。									
3-42	イ 観測所（量水標）の位置及び通報水位・警戒水位等						イ 観測所（量水標）の位置及び通報水位・警戒水位等									
	河川等名	観測所の位置 （量水標）	零点高 (YP) ^{※1}	警戒水位	量水 標 水位 [※]	計 画 高 (危険)水位	量水標 水位 [※]	水路深	河川等名	観測所の位置 （量水標）	零点高 (YP) ^{※1}	警戒水位	量水 標 水位 ^{※2}	計 画 高 (危険)水位	量水標 水位 [※]	水路深
	印旛放水路 （新川）	大和田機場（上）	+0.00m	—	—	+4.250m	—		印旛放水路 （新川）	大和田排水機場（上）	+0.00m	—	—	+4.250m	—	
	印旛放水路	大和田機場（下）	+0.00m	—	—	+8.450m	—		印旛放水路	大和田排水機場（下）	+0.00m	—	—	+8.450m	—	

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表																																	
頁	新								旧																								
		(花見川)								(花見川)																							
		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉		〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉																		
	〈略〉								〈略〉																								
	ウ 通報基準 ① 警戒監視を始めたとき ② 警戒水位に達する見込みがあるとき ③ 警戒水位に達したとき ④ 計画高水位に達したとき ⑤ 警戒水位を下回り，再度達する見込みが無いとき								ウ 通報基準とその間隔等 ① 警戒水位に達する見込みがあり警戒監視を始めたとき ② 以後警戒監視体制を解除するまでの間，10分ごとに行う ③ 警戒水位に達したとき ④ 計画高水位に達したとき ⑤ 警戒水位に下ったとき ⑥ 急激に水位上昇したとき																								
3-43	3 水防警報等 【総務部 都市整備部 上下水道部 消防部 本部事務局】 (2)水防警報等の受領・伝達 〈略〉 伝達を受けた関係各班（課）長は，速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ，関係出先機関等に伝達する。また，必要に応じて全市域又は局地的に，防災行政用無線，防災情報メール，市ホームページ，<u>X</u>，<u>L I N E</u>，広報車等で，迅速かつ的確に市民へ伝達する。								3 水防警報等 【総務部 都市整備部 上下水道部 消防部 本部事務局】 (2)水防警報等の受領・伝達 〈略〉 伝達を受けた関係各班（課）長は，速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ，関係出先機関等に伝達する。また，必要に応じて全市域又は局地的に，防災行政用無線，防災情報メール，市ホームページ，<u>ツイッター</u>，<u>L I N E</u>，広報車等で，迅速かつ的確に市民へ伝達する。																								
	4 土砂災害警戒情報 【総務部 都市整備部 消防部 本部事務局】 〈略〉 伝達を受けた関係各班（課）長は，速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ，関係出先機関等に伝達する。また，全市域又は局地的に，防災行政用無線，防災情報メール，緊急速報メール，市ホームページ，<u>X</u>，<u>L I N E</u>，広報車等で，迅速かつ的確に市民へ伝達する。								4 土砂災害警戒情報 【総務部 都市整備部 消防部 本部事務局】 〈略〉 伝達を受けた関係各班（課）長は，速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ，関係出先機関等に伝達する。また，全市域又は局地的に，防災行政用無線，防災情報メール，緊急速報メール，市ホームページ，<u>ツイッター</u>，<u>L I N E</u>，広報車等で，迅速かつ的確に市民へ伝達する。																								
	5 特別警報 【総務部 消防部 本部事務局】 気象庁では，警報の発表基準をはるかに超える大雨や，大津波等が予想され，重大な災害の危険性が著しく高まっている場合には，特別警報を発表して最大限の警戒を呼び掛ける。 市は，特別警報が発表された場合，数十年に1度の非常に危険な状態であることなどを，防災行政用無線，防災情報メール，緊急速報メール，市ホームページ，<u>X</u>，<u>L I N E</u>，広報車等で迅速かつ的確に市民へ伝達する。								5 特別警報 【総務部 消防部 本部事務局】 気象庁では，警報の発表基準をはるかに超える災害が予想され，重大な災害の危険性が著しく高まっている場合には，特別警報を発表して最大限の警戒を呼び掛ける。 市は，特別警報が発表された場合，数十年に1度の非常に危険な状態であることなどを，防災行政用無線，防災情報メール，緊急速報メール，市ホームページ，<u>ツイッター</u>，<u>L I N E</u>，広報車等で迅速かつ的確に市民へ伝達する。																								
3-45	第4節 災害時の広報 第1 実施機関とその分担 1 市 【企画部 総務部】 (3)主に広報すべき情報項目 〈略〉 <table><tr><td></td><td>主な広報事項</td><td>広報手段</td></tr><tr><td>災害発生直後の広報</td><td>〈略〉</td><td>〈略〉 ○SNS（<u>X</u>，<u>L I N E</u>） ○県へ緊急放送依頼</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr></table>									主な広報事項	広報手段	災害発生直後の広報	〈略〉	〈略〉 ○SNS（ <u>X</u> ， <u>L I N E</u> ） ○県へ緊急放送依頼	〈略〉	〈略〉	〈略〉	第4節 災害時の広報 第1 実施機関とその分担 1 市 【企画部 総務部】 (3)主に広報すべき情報項目 〈略〉 <table><tr><td></td><td>主な広報事項</td><td>広報手段</td></tr><tr><td>災害発生直後の広報</td><td>〈略〉</td><td>〈略〉 ○SNS（<u>ツイッター</u>，<u>L I N E</u>） ○県へ緊急放送依頼</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr></table>								主な広報事項	広報手段	災害発生直後の広報	〈略〉	〈略〉 ○SNS（ <u>ツイッター</u> ， <u>L I N E</u> ） ○県へ緊急放送依頼	〈略〉	〈略〉	〈略〉
	主な広報事項	広報手段																															
災害発生直後の広報	〈略〉	〈略〉 ○SNS（ <u>X</u> ， <u>L I N E</u> ） ○県へ緊急放送依頼																															
〈略〉	〈略〉	〈略〉																															
	主な広報事項	広報手段																															
災害発生直後の広報	〈略〉	〈略〉 ○SNS（ <u>ツイッター</u> ， <u>L I N E</u> ） ○県へ緊急放送依頼																															
〈略〉	〈略〉	〈略〉																															
3-46	5 都市ガス等各事業者 都市ガス等各事業者は，災害時には，ガスによる災害を防止し，市民の不安解消を図るため，次の表のとおり，広報車による広報，市・消防本部，警察署，報道機関への協力要請等あらゆる手段を尽くして広報活動を行う。 〈略〉								5 都市ガス等各事業者 都市ガス等各事業者は，災害時には，ガスによる災害を防止し，市民の不安解消を図るため，次の表のとおり，広報車による広報，市・消防本部<u>（署）</u>，警察署，報道機関への協力要請等あらゆる手段を尽くして広報活動を行う。 〈略〉																								
3-47	<table><tr><td></td><td>主な広報事項</td><td>広報手段</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td><td>○広報車</td></tr></table>									主な広報事項	広報手段	〈略〉	〈略〉	○広報車	<table><tr><td></td><td>主な広報事項</td><td>広報手段</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td><td>○広報車</td></tr></table>								主な広報事項	広報手段	〈略〉	〈略〉	○広報車						
	主な広報事項	広報手段																															
〈略〉	〈略〉	○広報車																															
	主な広報事項	広報手段																															
〈略〉	〈略〉	○広報車																															

頁

新

(2)マイコンメーターが作動してガスが出ない場合
ア　メーター左上のキャップを外し(キャップがないタイプもある), 中のボタンをゆっくり押し込み, 手を離すこと
　　<略>

○市, 消防本部, 警察署, 報道機関等への協力要請
○テレビ, ラジオ等

旧

(2)マイコンメーター(前面にランプがあるメーター)が作動してガスが出ない場合
ア　メーター左上のキャップを外し, 中のボタンをゆっくり押し込み, 手を離すこと
　　<略>

○市, 消防署, 警察署, 報道機関等への協力要請
○テレビ, ラジオ等

3-49

第2　市広報活動の実施手順

2　広報活動の方法（手段）

(1)防災行政用無線（同報系）の使用　【総務部　本部事務局】
　　<略>

利用する場合（事例）

実施に当たり注意すべき事項

<略>

<略>

<略>

(2)広報車の使用　【企画部】
　　<略>

利用する場合（事例）

実施に当たり注意すべき事項

<略>

<略>

<略>

3-50

(3)市職員の口頭での伝達　【企画部】
　　<略>

利用する場合（事例）

実施に当たり注意すべき事項

<略>

<略>

<略>

(5)インターネット等の活用　【企画部】
　　災害に関する情報, 安否に関する情報など, 本部事務局と連携し, インターネット（市ホームページ, 防災情報メール, 携帯電話の緊急速報メール（緊急情報に限る）, X, L I N E）等を活用して, 広域的な情報提供, 支援要請等を行う。
　　また, 必要に応じてポータルサイト・サーバ運営事業者に, インターネットによる災害情報の提供を要請する。

3-51

(10)要配慮者に対する広報活動　【企画部　健康福祉部　子ども部】
　　<略>

なお, 外国人にはやちよ情報メール配信サービスを用いて, ベトナム語, スペイン語, ポルトガル語, 韓国語, 英語, 中国語, やさしい日本語で, 情報を発信する。

3-55

第5節　消防活動等

第2　救助・救急活動

2　警察署の救出・救助活動

(2)措置要領
　　<略>

ウ　救出・救助活動に当たっては, 県, 市, 消防本部, 日赤等関係機関と積極的に協力し, 警察の組織, 機能を挙げて, 負傷者等の救出・救助に万全を期する。
エ　救出した負傷者は, 応急措置を施した後, 救急隊, 救護班等に引継ぐか, 又は警察車両を使用し, 速やかに医療機関に収容する。

第3　水防活動　【総務部　都市整備部　上下水道部　消防部】
　　地震水害等の発生に対する水防活動については, 県水防計画及び印旛利根川水防事務組合の水防実施計画書に基づき実施する。

第5節　消防・救助救急活動等

第2　救助・救急活動

2　警察署の救出・救助活動

(2)措置要領
　　<略>

ウ　救出・救助活動に当たっては, 県, 市, 消防本部(署), 日赤等関係機関と積極的に協力し, 警察の組織, 機能を挙げて, 負傷者等の救出・救助に万全を期する。
エ　救出した負傷者は, 応急措置を施した後, 救急隊, 救護班等に引継ぐか, 又は警察車両を使用し, 速やかに医療機関に収容する。

第3　水防活動　【総務部　都市整備部　上下水道部　消防部】
　　地震水害等の発生に対する水防活動については, 県水防計画及び市水防計画に基づき実施する。

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表																				
頁	新		旧																	
3-58	第４ 危険物・有毒物対策 【消防部】 4 毒物・劇物 <table><tr><td>実施主体</td><td>応 急 措 置</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>習 志 野 保 健 所</td><td>(2)危険区域は、危害のおそれが消滅するまで、関係者以外の立入りを禁止して、被害の拡大を防止し、除毒措置等を講じさせ、早急に復旧するように努める。 (3)危険区域の立入り禁止の解除に当たっては、消防本部及び警察署と十分な連絡を取り、混乱のないように措置する。</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table>		実施主体	応 急 措 置	＜略＞	＜略＞	習 志 野 保 健 所	(2)危険区域は、危害のおそれが消滅するまで、関係者以外の立入りを禁止して、被害の拡大を防止し、除毒措置等を講じさせ、早急に復旧するように努める。 (3)危険区域の立入り禁止の解除に当たっては、消防本部及び警察署と十分な連絡を取り、混乱のないように措置する。	＜略＞	＜略＞	第４ 危険物・有毒物対策 【消防部】 4 毒物・劇物 <table><tr><td>実施主体</td><td>応 急 措 置</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>習 志 野 保 健 所</td><td>(2)危険区域は、危害のおそれが消滅するまで、関係者以外の立入りを禁止して、被害の拡大を防止し、除毒措置等を講じて、早急に復旧するように努める。 (3)危険区域の立入り禁止の解除に当たっては、消防部（本部・署）及び警察署と十分な連絡を取り、混乱のないように措置する。</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table>		実施主体	応 急 措 置	＜略＞	＜略＞	習 志 野 保 健 所	(2)危険区域は、危害のおそれが消滅するまで、関係者以外の立入りを禁止して、被害の拡大を防止し、除毒措置等を講じて、早急に復旧するように努める。 (3)危険区域の立入り禁止の解除に当たっては、消防部（本部・署）及び警察署と十分な連絡を取り、混乱のないように措置する。	＜略＞	＜略＞
実施主体	応 急 措 置																			
＜略＞	＜略＞																			
習 志 野 保 健 所	(2)危険区域は、危害のおそれが消滅するまで、関係者以外の立入りを禁止して、被害の拡大を防止し、除毒措置等を講じさせ、早急に復旧するように努める。 (3)危険区域の立入り禁止の解除に当たっては、消防本部及び警察署と十分な連絡を取り、混乱のないように措置する。																			
＜略＞	＜略＞																			
実施主体	応 急 措 置																			
＜略＞	＜略＞																			
習 志 野 保 健 所	(2)危険区域は、危害のおそれが消滅するまで、関係者以外の立入りを禁止して、被害の拡大を防止し、除毒措置等を講じて、早急に復旧するように努める。 (3)危険区域の立入り禁止の解除に当たっては、消防部（本部・署）及び警察署と十分な連絡を取り、混乱のないように措置する。																			
＜略＞	＜略＞																			
3-59	第6節 警備・交通対策 第１ 災害時の警備 １ 基本方針 警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。		第6節 警備・交通対策 第１ 災害時の警備 １ 基本方針 警察は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携の下、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。																	
3-62	第２ 道路の交通規制 2 緊急通行車両等 【財務部】 (2)緊急通行車両等の事前確認の申出について ア 事前確認の申出者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者（指定行政機関等の長）とする。申出は、当該車両の本拠地を管轄する警察署を経由し、公安委員会に行う。 イ 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両標章及び確認証明書が申出者に交付される。 ウ 標章の交付を受けた車両は、県警本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所において標章及び確認証明書を提示する。		第２ 道路の交通規制 2 緊急通行車両等 【財務部】 (2)緊急通行車両等の事前届出について ア 事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者（指定行政機関等の長）とする。申請は、当該車両の本拠地を管轄する警察署を経由し、公安委員会に行う。 イ 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。 ウ 事前届出済証の交付を受けた車両についての確認は、県警本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。																	
3-63	5 震災発生時における運転者のとるべき措置 震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。 (1)走行中の車両の運転者は、次の行動をとること ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 イ 停止後は、カーラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。 エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に駐車しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。		5 震災発生時における運転手のとるべき措置 震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。 (1)走行中の車両の運転者は、次の行動をとること ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと																	
	(2)車両運転中以外の場合、次の行動をとること ア やむを得ない場合を除き、津波から避難するために車両を使用しないこと。 イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、避難者、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に注意しながら運転すること。																			
	(3)災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交																			

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表																														
頁	新			旧																										
3-64	<u>通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内の一般車両については次に掲げる措置を講ずること。</u> <u>ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。</u> ① <u>道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</u> ② <u>区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場合</u> <u>イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</u> <u>ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。</u>																													
3-66	第7節 避難対策 第2 避難指示等 1 避難指示等の基準 【本部事務局】 (1) 避難指示等の発令 市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示し、<u>避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。また、避難の指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。</u>			第7節 避難対策 第2 避難指示等 1 避難指示等の基準 【本部事務局】 (1) 避難指示等の発令 市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立<u>ち</u>退きを指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。また、避難の指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。																										
3-67	〈避難の種類及び発令基準〉 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th><th>基 準</th></tr><tr><td>高齢者等避難</td><td>○<u>災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況（避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング）において必要な地域の居住者等に対して発令される情報である。</u></td><td rowspan="4">〈略〉</td></tr><tr><td></td><td>○<u>高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</u></td></tr><tr><td>避難指示</td><td>○<u>災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者が危険な場所から避難すべき状況において必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される情報である。</u></td></tr><tr><td></td><td>○<u>具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とする。</u></td></tr><tr><td>緊急安全確保</td><td>○<u>災害が発生又は災害が切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するため立退き避難することが返って危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から緊急安全確保を中心とした行動（緊急安全確保措置：高所への移動、近傍の堅牢な建物への避難、屋外に面する開口部から離れた室内での退避など）へと行動変容するよう特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される情報である。</u></td><td></td></tr></table> 〈略〉			種 類	内 容	基 準	高齢者等避難	○ <u>災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況（避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング）において必要な地域の居住者等に対して発令される情報である。</u>	〈略〉		○ <u>高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</u>	避難指示	○ <u>災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者が危険な場所から避難すべき状況において必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される情報である。</u>		○ <u>具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とする。</u>	緊急安全確保	○ <u>災害が発生又は災害が切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するため立退き避難することが返って危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から緊急安全確保を中心とした行動（緊急安全確保措置：高所への移動、近傍の堅牢な建物への避難、屋外に面する開口部から離れた室内での退避など）へと行動変容するよう特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される情報である。</u>		〈避難の種類及び発令基準〉 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th><th>基 準</th></tr><tr><td>高齢者等避難</td><td>○<u>危険区域において被害が予想される住民は避難準備を開始し、高齢者や障害者等の要配慮者は避難行動を開始することを求める。</u></td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>避難指示</td><td>○<u>危険区域において被害が予想される住民が区域外へ立退き避難することを求める。</u></td><td rowspan="3">〈略〉</td></tr><tr><td>緊急安全確保措置</td><td>○<u>災害が切迫し、立退き避難ではかえって危険となるおそれがあり、緊急を要する場合に、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋外に面する開口部から離れた屋内での待避などの措置をとることを求める。</u></td></tr></table> 〈略〉	種 類	内 容	基 準	高齢者等避難	○ <u>危険区域において被害が予想される住民は避難準備を開始し、高齢者や障害者等の要配慮者は避難行動を開始することを求める。</u>	〈略〉	避難指示	○ <u>危険区域において被害が予想される住民が区域外へ立退き避難することを求める。</u>	〈略〉	緊急安全確保措置	○ <u>災害が切迫し、立退き避難ではかえって危険となるおそれがあり、緊急を要する場合に、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋外に面する開口部から離れた屋内での待避などの措置をとることを求める。</u>
種 類	内 容	基 準																												
高齢者等避難	○ <u>災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況（避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング）において必要な地域の居住者等に対して発令される情報である。</u>	〈略〉																												
	○ <u>高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</u>																													
避難指示	○ <u>災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者が危険な場所から避難すべき状況において必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される情報である。</u>																													
	○ <u>具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とする。</u>																													
緊急安全確保	○ <u>災害が発生又は災害が切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するため立退き避難することが返って危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から緊急安全確保を中心とした行動（緊急安全確保措置：高所への移動、近傍の堅牢な建物への避難、屋外に面する開口部から離れた室内での退避など）へと行動変容するよう特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される情報である。</u>																													
種 類	内 容	基 準																												
高齢者等避難	○ <u>危険区域において被害が予想される住民は避難準備を開始し、高齢者や障害者等の要配慮者は避難行動を開始することを求める。</u>	〈略〉																												
避難指示	○ <u>危険区域において被害が予想される住民が区域外へ立退き避難することを求める。</u>	〈略〉																												
緊急安全確保措置	○ <u>災害が切迫し、立退き避難ではかえって危険となるおそれがあり、緊急を要する場合に、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋外に面する開口部から離れた屋内での待避などの措置をとることを求める。</u>																													
3-68	2 実施責任者及び指示等の対象者 【本部事務局】 (1) 実施責任者 <table><tr><th>名 称</th><th>種 類</th><th>指示等を行う要件</th><th>根拠法規</th></tr><tr><td>市 長</td><td>高齢者等避難</td><td>警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られる</td><td>災害対策基本法</td></tr></table>			名 称	種 類	指示等を行う要件	根拠法規	市 長	高齢者等避難	警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られる	災害対策基本法	2 実施責任者及び指示等の対象者 【本部事務局】 (1) 実施責任者 <table><tr><th>名 称</th><th>種 類</th><th>指示等を行う要件</th><th>根拠法規</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名 称	種 類	指示等を行う要件	根拠法規														
名 称	種 類	指示等を行う要件	根拠法規																											
市 長	高齢者等避難	警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られる	災害対策基本法																											
名 称	種 類	指示等を行う要件	根拠法規																											

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表									
頁	新				旧				
			よう必要な情報を提供その他の配慮をするとき	第56条 2					
	市 長	避難のための立退き)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条 1	市 長	災 害 全 般（指示、緊急安全確保）	市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるときは、避難のための立退きの指示等を行う。	災害対策基本法第60条	
	市 長	緊急安全確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条 3					
	知 事	災害全般（避難のための立退き、緊急安全確保等）	災害の発生により市がその全部又は、大部分の事務を行うことができなくなったとき（市長が実施すべき避難のための立退き等の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって実施）	災害対策基本法第60条 6	知 事	災害全般(指示、緊急安全確保)	災害の発生により市がその全部又は、大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。		
	警 察 官	災害全般（避難等の措置、立入り）	市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときで、特に急を要する場合	災害対策基本法第61条 1 警察官職務執行法第 4 条	警 察 官	災害全般（指示、緊急安全確保）	ア 市長から要請があつたとき イ 市長が避難の指示等をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき ウ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第 4 条	
	知事，その命を受けた職員	地すべり（立退きの指示）	災害が発生し著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条	知事，その命を受けた職員	地すべり（指示）、洪水（指示）	災害が発生し著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
	知事，その命を受けた職員，水防管理者（市長，印旛利根川水防事務組合管理者）	洪水（立退きの指示）	洪水，雨水出水，津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条	水 防 管 理 者（市長，印旛利根川水防事務組合管理者）	洪水（指示）	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の住民に対して避難の指示をすることができる。 指示をする場合においては、当該地区を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。	水防法第29条	
	自 衛 官	災害全般（避難等の措置、立入り）	災害派遣，地震防災派遣等を命ぜられた部隊の自衛官で、警察官がその現場にいないとき（特に急を要する場合）	自衛隊法第94条	自 衛 官	災害全般（指示）	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいない場合に限る。	自衛隊法第94条	
3-69	4 避難指示等の伝達等 【企画部 総務部 本部事務局】 (1)関係地区内住民等への伝達 避難指示等を発令した場合は，防災行政用無線，広報車，サイレン・警鐘，職員・消防団員による巡回等により伝達する。その場合，関係地区内の全ての人に伝わるよう留意し，CATV，市ホームページ，防災情報メール，緊急速報メール，SNS（ <u>X</u> ， <u>L I N E</u> ），その他報道機関の協力を得るなどあらゆる手段を活用する。 <略>				4 避難指示等の伝達等 【企画部 総務部 本部事務局】 (1)関係地区内住民等への伝達 避難指示等を発令した場合は，防災行政用無線，広報車，サイレン・警鐘，職員・消防団員による巡回等により伝達する。その場合，関係地区内の全ての人に伝わるよう留意し，CATV，市ホームページ，防災情報メール，緊急速報メール，SNS（ <u>ツイッター</u> ， <u>L I N E</u> ），その他報道機関の協力を得るなどあらゆる手段を活用する。 <略>				
	(3)県への報告 本部事務局長は，避難指示等及びその解除について，次の事項を記録するとともに，速やかにその旨を県（防災危機管理部 <u>防災対策課</u> ）に報告する。 <略>				(3)県への報告 本部事務局長は，避難指示等及びその解除について，次の事項を記録するとともに，速やかにその旨を県（防災危機管理部 <u>危機管理課</u> ）に報告する。 <略>				
3-70	第3 避難の誘導 1 避難の誘導を行う者 【本部事務局 各部】 (1)市職員（消防団員を含む）の派遣 <略> ウ 一時避難場所又は広域避難場所までの避難誘導は， <u>消防職員</u> ，消防団員，自主防災組織及び現場の警察				第3 避難の誘導 1 避難の誘導を行う者 【本部事務局 各部】 (1)市職員（消防団員を含む）の派遣 <略> ウ 一時避難場所又は広域避難場所までの避難誘導は， <u>消防部</u> ，消防団員，自主防災組織及び現場の警察官				

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表		
頁	新	旧
	官等が行う。	等が行う。
3-73	第4 避難所の開設・運営及び閉鎖【本部事務局 各部】 2 開設・運営の手順等 (1)開設時の留意事項 ウ 報告 避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに収容班長に対して、その旨を報告する。（電話，F A X，無線又は口頭） 避難所開設担当部長は、避難所の開設を確認後、本部長に対して、企画部長（情報配信・記録班）による避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。また、「避難所リアルタイム空き情報配信システム」に避難所の混雑状況を入力するとともに、マップ上で近くの施設等の空き・混雑状況を見られる「避難所リアルタイム空き情報配信システム」にP Cやスマートフォン等でアクセスすることで、各避難所の位置や混雑状況を確認することができることを周知し、災害時の住民の安全確保，利便性を高める。 本部は、本部員のほか，県（防災危機管理部<u>防災対策課</u>），警察署等関係機関に対して，開設の状況を連絡する。 なお，連絡すべき事項はおおよそ次の点である。 ① 開設の目的，避難所数 ② 避難所の開設日時，施設名 ③ 収容状況及び収容人員 ④ 開設期間の見込み	第4 避難所の開設・運営及び閉鎖【本部事務局 各部】 2 開設・運営の手順等 (1)開設時の留意事項 ウ 報告 避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに収容班長に対して、その旨を報告する。（電話，F A X，無線又は口頭） 避難所開設担当部長は、避難所の開設を確認後、本部長に対して、企画部長（情報配信・記録班）による避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。また、「避難所リアルタイム空き情報配信システム」に避難所の混雑状況を入力するとともに、マップ上で近くの施設等の空き・混雑状況を見られる「避難所リアルタイム空き情報配信システム」にP Cやスマートフォン等でアクセスすることで、各避難所の位置や混雑状況を確認することができることを周知し、災害時の住民の安全確保，利便性を高める。 本部は，本部員のほか，県（防災危機管理部<u>危機管理課</u>），警察署等関係機関に対して，開設の状況を連絡する。 なお，連絡すべき事項はおおよそ次の点である。 ① 開設の目的，避難所数 ② 避難所の開設日時，施設名 ③ 収容状況及び収容人員 ④ 開設期間の見込み
3-74	オ ペットとの同行避難について 市は，ペットとの同行避難に備えて，「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県<u>令和6年3月</u>）を参考に，ペットの収容場所を確保するとともに，トラブル等が起きないよう建物内への同行の禁止，餌・ケージの確保や飼養は飼養者の責任とする等ルールの作成に努める。 <略>	オ ペットとの同行避難について 市は，ペットとの同行避難に備えて，「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県<u>平成29年7月</u>）を参考に，ペットの収容場所を確保するとともに，トラブル等が起きないよう建物内への同行の禁止，餌・ケージの確保や飼養は飼養者の責任とする等ルールの作成に努める。 <略>
3-75	(2)運営上の留意事項 オ 避難所生活者等への配慮 <略> ① 災害直後から子育て・介護支援を実施する。 ② 男女共有のスペースだけでなく，男女別のスペースを確保する。 ③ 授乳室や男女別トイレ，物干し場，更衣室，休養スペースを設ける。 ④ 避難所の管理責任職員は，男女<u>双方</u>を配置する。 ⑤ 避難所運営委員会には男女<u>双方</u>が参画し，役員のうち女性が3割以上となるよう努める。 ⑥ 女性や子供等に対する<u>性暴力・DVの発生を防止</u>するため，安全・安心の確保に配慮する。	(2)運営上の留意事項 オ 避難所生活者等への配慮 <略> ① 災害直後から子育て・介護支援を実施する。 ② 男女共有のスペースだけでなく，男女別のスペースを確保する。 ③ 授乳室や男女別トイレ，物干し場，更衣室，休養スペースを設ける。 ④ 避難所の管理責任職員は，男女<u>両方</u>を配置する。 ⑤ 避難所運営委員会には男女<u>両方</u>が参画し，役員のうち女性が3割以上となるよう努める。 ⑥ 女性や子供に対する<u>暴力等を予防</u>するため，安全・安心の確保に配慮する。
3-81	第8節 応急医療救護 第1 初動医療体制【健康福祉部】 2 医療救護班の編成 (1)医師会医療救護班 市医師会医療救護班の編成については，<u>市</u>医師会が別に定めるところに基づき編成し，災害の状況に応じて応急医療救護活動を実施する。 (2)県により編成される救護班 <略> <略> <u>カ</u>（一社）千葉県病院薬剤師会の長と締結した協定に基づき，同病院薬剤師会が組織する救護 <u>キ</u>（公社）千葉県看護協会の長と締結した協定に基づき，同看護協会が組織する救護班 <u>ク</u>（公社）千葉県柔道整復師会の長と締結した協定に基づき，同接骨師会が組織する救護班 <u>ケ</u>国立病院等で組織する救護班 <u>コ</u>県災害医療本部で受付・登録した医療ボランティアで組織する救護班	第8節 応急医療救護 第1 初動医療体制【健康福祉部】 2 医療救護班の編成 (1)医師会医療救護班 市医師会医療救護班の編成については，医師会が別に定めるところに基づき編成し，災害の状況に応じて応急医療救護活動を実施する。 (2)県により編成される救護班 <略> <略> <u>カ</u>（公社）千葉県看護協会の長と締結した協定に基づき，同看護協会が組織する救護班 <u>キ</u>（公社）千葉県接骨師会の長と締結した協定に基づき，同接骨師会が組織する救護班 <u>ク</u>国立病院等で組織する救護班 <u>ケ</u>県災害医療本部で受付・登録した医療ボランティアで組織する救護班

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表																																					
頁	新			旧																																	
		サ 災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム（DMAT） シ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）		ユ 災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム（DMAT） サ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）																																	
3-82	3 救護所の設置 (1)設置場所 本部長は、応急医療救護活動を行うため市医師会及び関係医療機関の協力を得て救護所を設置する。設置場所は、あらかじめ定める1次救護所（災害医療地区病院・学校）及び被害状況等を踏まえて2次救護所から選定する。設置する救護所は次のとおりとする。 なお、市に災害救助法が適用され、県による救護班が派遣された場合は、県（災害医療本部）の指示による。 <table><tr><th>1次救護所</th><th>2次救護所</th></tr><tr><td>ア 東京女子医科大学附属八千代医療センター</td><td>ア 保健センター</td></tr><tr><td>イ 島田台総合病院</td><td>イ 小学校，中学校，義務教育学校(避難所)</td></tr><tr><td>ウ セントマーガレット病院</td><td>ウ その他の避難場所</td></tr><tr><td>エ 勝田台病院</td><td>エ 公民館</td></tr><tr><td>オ 新八千代病院</td><td>オ 災害現場</td></tr><tr><td>カ 八千代台東小学校</td><td>カ その他本部長が必要と認めた場所</td></tr><tr><td>キ 西高津小学校</td><td></td></tr></table>			1次救護所	2次救護所	ア 東京女子医科大学附属八千代医療センター	ア 保健センター	イ 島田台総合病院	イ 小学校，中学校，義務教育学校(避難所)	ウ セントマーガレット病院	ウ その他の避難場所	エ 勝田台病院	エ 公民館	オ 新八千代病院	オ 災害現場	カ 八千代台東小学校	カ その他本部長が必要と認めた場所	キ 西高津小学校		3 救護所の設置 (1)設置場所 本部長は、応急医療救護活動を行うため市医師会及び関係医療機関の協力を得て救護所を設置する。設置場所は、あらかじめ定める1次救護所（災害医療地区病院）及び被害状況等を踏まえて2次救護所から選定する。設置する救護所は次のとおりとする。 なお、市に災害救助法が適用され、県による救護班が派遣された場合は、県（災害医療本部）の指示による。 <table><tr><th>1次救護所</th><th>2次救護所</th></tr><tr><td>ア 東京女子医科大学八千代医療センター</td><td>ア 保健センター</td></tr><tr><td>イ 島田台病院</td><td>イ 小学校，中学校，義務教育学校(避難所)</td></tr><tr><td>ウ セントマーガレット病院</td><td>ウ その他の避難場所</td></tr><tr><td>エ 勝田台病院</td><td>エ 公民館</td></tr><tr><td>オ 新八千代病院</td><td>オ 災害現場</td></tr><tr><td>カ メディカルプラザ加瀬外科・加瀬眼科</td><td>カ その他本部長が必要と認めた場所</td></tr><tr><td>キ おかざき外科クリニック</td><td></td></tr></table>		1次救護所	2次救護所	ア 東京女子医科大学八千代医療センター	ア 保健センター	イ 島田台病院	イ 小学校，中学校，義務教育学校(避難所)	ウ セントマーガレット病院	ウ その他の避難場所	エ 勝田台病院	エ 公民館	オ 新八千代病院	オ 災害現場	カ メディカルプラザ加瀬外科・加瀬眼科	カ その他本部長が必要と認めた場所	キ おかざき外科クリニック	
1次救護所	2次救護所																																				
ア 東京女子医科大学附属八千代医療センター	ア 保健センター																																				
イ 島田台総合病院	イ 小学校，中学校，義務教育学校(避難所)																																				
ウ セントマーガレット病院	ウ その他の避難場所																																				
エ 勝田台病院	エ 公民館																																				
オ 新八千代病院	オ 災害現場																																				
カ 八千代台東小学校	カ その他本部長が必要と認めた場所																																				
キ 西高津小学校																																					
1次救護所	2次救護所																																				
ア 東京女子医科大学八千代医療センター	ア 保健センター																																				
イ 島田台病院	イ 小学校，中学校，義務教育学校(避難所)																																				
ウ セントマーガレット病院	ウ その他の避難場所																																				
エ 勝田台病院	エ 公民館																																				
オ 新八千代病院	オ 災害現場																																				
カ メディカルプラザ加瀬外科・加瀬眼科	カ その他本部長が必要と認めた場所																																				
キ おかざき外科クリニック																																					
	4 特定診療災害協力病院 <略> <table><tr><th>助産</th><th>透析</th></tr><tr><td>ア 東京女子医科大学附属八千代医療センター</td><td>ア 東京女子医科大学附属八千代医療センター</td></tr><tr><td>イ 市内産科医院</td><td>イ セントマーガレット病院</td></tr><tr><td></td><td>ウ 長沼クリニック</td></tr></table>			助産	透析	ア 東京女子医科大学附属八千代医療センター	ア 東京女子医科大学附属八千代医療センター	イ 市内産科医院	イ セントマーガレット病院		ウ 長沼クリニック	4 特定診療災害協力病院 <略> <table><tr><th>助産</th><th>透析</th></tr><tr><td>ア 東京女子医科大学八千代医療センター</td><td>ア 東京女子医科大学八千代医療センター</td></tr><tr><td>イ 市内産科医院</td><td>イ セントマーガレット病院</td></tr><tr><td></td><td>ウ 長沼クリニック</td></tr></table>		助産	透析	ア 東京女子医科大学八千代医療センター	ア 東京女子医科大学八千代医療センター	イ 市内産科医院	イ セントマーガレット病院		ウ 長沼クリニック																
助産	透析																																				
ア 東京女子医科大学附属八千代医療センター	ア 東京女子医科大学附属八千代医療センター																																				
イ 市内産科医院	イ セントマーガレット病院																																				
	ウ 長沼クリニック																																				
助産	透析																																				
ア 東京女子医科大学八千代医療センター	ア 東京女子医科大学八千代医療センター																																				
イ 市内産科医院	イ セントマーガレット病院																																				
	ウ 長沼クリニック																																				
3-83	5 医療救護（医療救護活動及び助産活動） (2)情報の収集と提供 <略> ア 傷病者等の発生状況 イ 医療施設の被害状況，診療機能の確保状況 ウ 避難所及び救護所の設置状況 エ 医薬品及び医療資器材の需給状況 オ 医療施設，救護所等への交通状況 カ その他医療救護活動に資する事項			5 医療救護（医療救護活動及び助産活動） (2)情報の収集と提供 <略> ア 傷病者等の発生状況 イ 医療施設の被害状況，診療機能の確保状況 ウ 避難所及び医療救護所の設置状況 エ 医薬品及び医療資器材の需給状況 オ 医療施設，医療救護所等への交通状況 カ その他医療救護活動に資する事項																																	
	(4)助産活動 イ 助産の範囲 ① 分べんの介助 ② 分べん前及び分べん後の処置 ③ 脱脂綿，ガーゼその他の衛生材料の支給			(4)助産活動 イ 助産の範囲 ① 分べんの介助 ② 分べん前，分べんの処理 ③ 脱脂綿，ガーゼその他の衛生材料の支給																																	
3-84	(6)経費の負担について 災害救助法によるものは県負担(限度額以内)となり，その他は市が負担する。 トリアージタグ <略> (おもて) (うら) ※参考 資料編13－2 応急医療救護に関する様式			(6)経費の負担について 災害救助法によるものは県負担(限度額以内)となり，その他は市が負担する。 トリアージタグ <略> (うら) (おもて) ※参考 資料編13－2 応急医療救護に関する様式																																	

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表		
頁	新	旧
	第2 重傷病者の搬送体制 1 搬送に関する基本方針 【健康福祉部 消防部】 救護所において重症と判定される者は救護本部と調整を図り、速やかに <u>東京女子医科大学附属八千代医療センター又は他の後方医療施設（災害拠点病院）を選定して搬送する。</u>	第2 重傷病者の搬送体制 1 搬送に関する基本方針 【健康福祉部 消防部】 救護所において重症と判定される者は救護本部と調整を図り、速やかに八千代医療センター又は他の後方医療施設（災害拠点病院）を選定して搬送する。
3-85	第3 収容医療機関の確保 【健康福祉部 消防部】 1 収容医療機関の受入れ体制の確立 救護本部は、消防部と協力して、あらかじめ指定してある災害医療地区病院等の被災状況、 <u>医師等の参集状況</u> 、収容可能ベッド数を速やかに把握し、傷病者等を <u>受け入れできる収容医療機関を確保する。</u>	第3 収容医療機関の確保 【健康福祉部 消防部】 1 収容医療機関の受入れ体制の確立 救護本部は、消防部と協力して、あらかじめ指定してある <u>1次救護所（災害医療地区病院）等の被災状況と</u> 収容可能ベッド数を速やかに把握し、傷病者等 <u>の収容医療機関として確保する。</u>
	第4 医薬品・資器材の確保 【健康福祉部】 1 各医療救護班の対応 〈略〉 (1)市が災害医療地区病院に備蓄する医療資器材等を使用する。 (2)災害医療地区病院が自己に保管する医療資器材等を使用する。 (3)県により編成される救護班等は、原則として自己が携行した医療資器材等を使用する。	第4 医薬品・資器材の確保 【健康福祉部】 1 各医療救護班の対応 〈略〉 (1)市が<u>1次救護所（災害医療地区病院）</u>に備蓄する医療資器材等を使用する。 (2)<u>1次救護所（災害医療地区病院）</u>が自己に保管する医療資器材等を使用する。 (3)県により編成される救護班等は、原則として自己が携行した医療資器材等を使用する。
	2 不足のときの調達方法 市が災害医療地区病院に備蓄又は災害医療地区病院が自己保管する医療資器材等に不足が生じた時は県災害医療本部へ要請するほか、医療資器材等取扱い業者及び各医療機関等に協力を要請して調達に努める。	2 不足のときの調達方法 市が <u>1次救護所（災害医療地区病院）</u> に備蓄又は災害医療地区病院が自己保管する医療資器材等に不足が生じた時は県災害医療本部へ要請するほか、医療資器材等取扱い業者及び各医療機関等に協力を要請して調達に努める。
3-87	第9節 要配慮者等の安全確保対策 第1 在宅要配慮者への対応 健康福祉部長（第1救援班）は、災害発生時に避難行動要支援者名簿等を活用して在宅の避難行動要支援者の状況を把握し、「八千代市災害時要配慮者支援基本計画」（令和 <u>5年</u> 4月）等に基づき、安否確認・災害時の避難誘導を始め、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。	第9節 要配慮者等の安全確保対策 第1 在宅要配慮者への対応 健康福祉部長（第1救援班）は、災害発生時に避難行動要支援者名簿等を活用して在宅の避難行動要支援者の状況を把握し、「八千代市災害時要配慮者支援基本計画」（令和 <u>3年</u> 4月）等に基づき、安否確認・災害時の避難誘導を始め、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。
	1 避難・安全確保対策 【健康福祉部 子ども部 総務部 各部】 (1)安否確認 各部の担当班は、自治会・自主防災組織・福祉関係団体等と協力し、高齢者や障害者等の <u>避難行動要支援者</u> の安否及び移送の要否等について確認を行う。	1 避難・安全確保対策 【健康福祉部 子ども部 総務部 各部】 (1)安否確認 各部の担当班は、自治会・自主防災組織・福祉関係団体等と協力し、高齢者や障害者等の <u>要配慮者</u> の安否及び移送の要否等について確認を行う。
	(2)避難誘導 避難誘導に当たっては、国が作成した「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（内閣府 令和3年5月）及び県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 <u>令和6年3月</u> ）に基づき、次の事項に留意して行う。 〈略〉	(2)避難誘導 避難誘導に当たっては、国が作成した「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（内閣府 令和3年5月）及び県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 <u>平成29年7月</u> ）に基づき、次の事項に留意して行う。 〈略〉
3-88	2 避難所における援護 【健康福祉部 子ども部】 (5) DWATの要請 <u>避難所の高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を県に要請する。</u>	2 避難所における援護 【健康福祉部 子ども部】
	3 福祉避難所の設置 【健康福祉部】 〈略〉 福祉避難所は、災害協定を締結している特別支援学校、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターなど社会福祉施設等から確保する。設置・運営に当たっては、「福祉避難所設置運営マニュアル」（令和2年3月）を参考とする。	3 福祉避難所の設置 【健康福祉部】 〈略〉 福祉避難所は、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターなど社会福祉施設等から確保する。設置・運営に当たっては、「福祉避難所設置・運営マニュアル」（平成27年11月）を参考とする。

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表																																																							
頁	新					旧																																																	
3-89	第3 外国人に対する対応【企画部】 2 外国人への各種支援 市は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県令和6年3月）を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。 ＜略＞					第3 外国人に対する対応【企画部】 2 外国人への各種支援 市は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県平成29年7月）を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。 ＜略＞																																																	
3-91	第10節 緊急輸送対策 第1 緊急輸送ネットワークの確保 2 物資の配送体制の確保【教育部 経済環境部】 (1) 集積場所・輸送拠点の確保 <table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>設置場所名称</td><td>所在地</td><td>備 考</td></tr><tr><td colspan="2">＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td rowspan="3">輸送拠点</td><td>北東部方面</td><td>旧 米 本 南 小 学 校</td><td>米本2301</td><td>米本支所近接</td></tr><tr><td>北西部方面</td><td>睦 中 学 校</td><td>島田台756</td><td>睦連絡所隣接</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table> (2) 民間物流事業者への委託 教育部及び経済環境部は、被災者へ物資を大量に供給する必要がある場合、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるようにするため、民間物流事業者の施設の活用、物資の受入、仕分作業及び避難所への配送を災害協定を締結している事業者に委託するなど、物流専門家（民間物流事業者）が参画する体制を構築する。					区 分		設置場所名称	所在地	備 考	＜略＞		＜略＞	＜略＞	＜略＞	輸送拠点	北東部方面	旧 米 本 南 小 学 校	米本2301	米本支所近接	北西部方面	睦 中 学 校	島田台756	睦連絡所隣接	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	第10節 緊急輸送対策 第1 緊急輸送ネットワークの確保 2 物資の配送体制の確保【教育部 経済環境部】 (1) 集積場所・輸送拠点の確保 <table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>設置場所名称</td><td>所在地</td><td>備 考</td></tr><tr><td colspan="2">＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td rowspan="3">輸送拠点</td><td>北東部方面</td><td>旧 米 本 南 小 学 校 (令和4年4月統合予定)</td><td>米本2301</td><td>米本支所近接</td></tr><tr><td>北西部方面</td><td>睦 中 学 校</td><td>島田台756</td><td>睦連絡所隣接</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table> (2) 民間物流事業者への委託 教育部及び経済環境部は、被災者へ物資を大量に供給する必要がある場合、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるようにするため、民間物流事業者の施設の活用、物資の受入、仕分作業及び避難所への配送を委託するなど、物流専門家（民間物流事業者）が参画する体制を構築する。				区 分		設置場所名称	所在地	備 考	＜略＞		＜略＞	＜略＞	＜略＞	輸送拠点	北東部方面	旧 米 本 南 小 学 校 (令和4年4月統合予定)	米本2301	米本支所近接	北西部方面	睦 中 学 校	島田台756	睦連絡所隣接	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞
区 分		設置場所名称	所在地	備 考																																																			
＜略＞		＜略＞	＜略＞	＜略＞																																																			
輸送拠点	北東部方面	旧 米 本 南 小 学 校	米本2301	米本支所近接																																																			
	北西部方面	睦 中 学 校	島田台756	睦連絡所隣接																																																			
	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞																																																			
区 分		設置場所名称	所在地	備 考																																																			
＜略＞		＜略＞	＜略＞	＜略＞																																																			
輸送拠点	北東部方面	旧 米 本 南 小 学 校 (令和4年4月統合予定)	米本2301	米本支所近接																																																			
	北西部方面	睦 中 学 校	島田台756	睦連絡所隣接																																																			
	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞																																																			
3-94	第11節 液状化等によるライフライン施設の応急対策 <table><tr><td>項 目</td><td>担 当 部</td><td>関 係 機 関</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>第4 都市ガス等施設</td><td>本部事務局, 企画部</td><td>東京ガス(株), 東京ガスネットワーク(株), 大多喜ガス(株), 日本瓦斯(株)</td></tr><tr><td>第5 通信施設等</td><td>本部事務局, 企画部</td><td>東日本電信電話(株), (株)NTTドコモ, KDDI(株), ソフトバンク(株), 楽天モバイル(株), 日本郵便(株), 各放送機関</td></tr></table> 道路と生活インフラの一体的な復旧のため、道路管理者とライフライン事業者の連携体制を確保してインフラ復旧を進める。					項 目	担 当 部	関 係 機 関	＜略＞	＜略＞	＜略＞	第4 都市ガス等施設	本部事務局, 企画部	東京ガス(株), 東京ガスネットワーク(株), 大多喜ガス(株), 日本瓦斯(株)	第5 通信施設等	本部事務局, 企画部	東日本電信電話(株), (株)NTTドコモ, KDDI(株), ソフトバンク(株), 楽天モバイル(株), 日本郵便(株), 各放送機関	第11節 液状化等によるライフライン施設の応急対策 <table><tr><td>項 目</td><td>担 当 部</td><td>関 係 機 関</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>第4 都市ガス等施設</td><td>本部事務局, 企画部</td><td>東京ガス(株), 大多喜ガス(株), 日本瓦斯(株)</td></tr><tr><td>第5 通信施設等</td><td>本部事務局, 企画部</td><td>東日本電信電話(株), (株)NTTドコモ, KDDI(株), ソフトバンク(株), 日本郵便(株), 各放送機関</td></tr></table>				項 目	担 当 部	関 係 機 関	＜略＞	＜略＞	＜略＞	第4 都市ガス等施設	本部事務局, 企画部	東京ガス(株), 大多喜ガス(株), 日本瓦斯(株)	第5 通信施設等	本部事務局, 企画部	東日本電信電話(株), (株)NTTドコモ, KDDI(株), ソフトバンク(株), 日本郵便(株), 各放送機関																						
項 目	担 当 部	関 係 機 関																																																					
＜略＞	＜略＞	＜略＞																																																					
第4 都市ガス等施設	本部事務局, 企画部	東京ガス(株), 東京ガスネットワーク(株), 大多喜ガス(株), 日本瓦斯(株)																																																					
第5 通信施設等	本部事務局, 企画部	東日本電信電話(株), (株)NTTドコモ, KDDI(株), ソフトバンク(株), 楽天モバイル(株), 日本郵便(株), 各放送機関																																																					
項 目	担 当 部	関 係 機 関																																																					
＜略＞	＜略＞	＜略＞																																																					
第4 都市ガス等施設	本部事務局, 企画部	東京ガス(株), 大多喜ガス(株), 日本瓦斯(株)																																																					
第5 通信施設等	本部事務局, 企画部	東日本電信電話(株), (株)NTTドコモ, KDDI(株), ソフトバンク(株), 日本郵便(株), 各放送機関																																																					
	第1 水道施設【上下水道部 本部事務局 企画部】 1 応急対策 (2) 応急活動 地震により水道施設が被災し、機能が停止した場合、復旧班は、緊急止水をした上で機能回復作業を行う。なお、被害が軽微な場合には、火災発生地域に対して消火用水を供給する必要があるため、その地域への通水を継続する。					第1 水道施設【上下水道部 本部事務局 企画部】 1 応急対策 (2) 応急活動 地震により水道施設が被災し、機能が停止した場合、復旧班は、緊急止水をした上で機能回復作業を行う。なお、被害が軽微な場合には、火災発生地域に対して消火用水を供給する必要があるため、<u>送水操作により</u>その地域への通水を継続する。																																																	
3-96	第4 都市ガス等施設【本部事務局 企画部】 2 応急対策及び応急復旧対策 (1) 都市ガス施設 イ 復旧の順序等 復旧の順序は被害の軽微な地区から供給を開始することを原則とする。					第4 都市ガス等施設【本部事務局 企画部】 2 応急対策及び応急復旧対策 (1) 都市ガス施設 イ 復旧の順序等 復旧の順序は被害の軽微な地区から供給を開始することを原則とするが、<u>ガス以外の燃料が得られ難い住宅（例 高層住宅）及び市街地区を優先する。</u>																																																	
3-97	(2) コミュティガス事業施設					(2) 簡易ガス事業施設																																																	

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表		
頁	新	旧
	イ 復旧の順序等 復旧の順序は被害の軽微な地区から供給を開始することを原則とする。	イ 復旧の順序等 復旧の順序は被害の軽微な地区から供給を開始することを原則とするが、 <u>ガス以外の燃料が得られ難い住宅（例 高層住宅）及び市街地区を優先する。</u>
3-99	第5 通信施設等 【本部事務局 企画部】 4 楽天モバイル㈱の応急復旧対策 (1) 震災時の活動体制 <u>楽天モバイル㈱では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じる。</u> (2) 災害時の応急措置 <u>災害発生時には、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。</u> <u>また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。</u>	第5 通信施設等 【本部事務局 企画部】
	5 郵便等の応急復旧対策	
	6 放送機関の応急復旧対策	
3-104	第12節 生活救援対策 第2 食品の供給 4 食品供給活動の実施 (3) 食品の供給 ウ 炊き出しの実施 【教育部】 炊き出しは、市の給食センターを利用し教育部（給食センター）が行うが、必要に応じて、八千代市赤十字奉仕団、自主防災組織、その他の防災ボランティア及び <u>災害協定を締結している民間業者等に協力を依頼する。</u>	第12節 生活救援対策 第2 食品の供給 4 食品供給活動の実施 (3) 食品の供給 ウ 炊き出しの実施 【教育部】 炊き出しは、市の給食センター及び単独方式の小学校の各給食施設を利用し教育部（給食センター）が行うが、必要に応じて、八千代市赤十字奉仕団、自主防災組織、その他の防災ボランティア及び民間業者等に協力を依頼する。
3-106	第4 生活再建支援金等の支給・貸付 【健康福祉部】 2 生活再建支援金等の概要 (2) 千葉県被災者生活再建支援事業 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにもかかわらず、国の被災者生活再建支援金の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。本事業の実施主体は市とし（県から市への補助方式：補助率8/10）、支援金の支給額は国の被災者生活再建支援金と同等とする。	第4 生活再建支援金等の支給・貸付 【健康福祉部】 2 生活再建支援金等の概要 (2) 千葉県被災者生活再建支援事業 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにもかかわらず、国の被災者生活再建支援金の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。本事業の実施主体は市とし（県から市への補助方式：補助率10/10）、支援金の支給額は国の被災者生活再建支援金と同等とする。
3-107	第5 各種証明書等の発行 【総務部 財務部 消防部】 1 り災証明書の発行 【財務部 消防部】 (1) 家屋の被害調査 〈略〉 <u>その他、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の結果を活用するなど適切な手法により実施するほか、速やかに調査できるよう、調査担当者の育成、応急危険度判定担当者との家屋被害情報の共有体制の整備に努める。</u>	第5 各種証明書等の発行 【総務部 財務部 消防部】 1 り災証明書の発行 【財務部 消防部】 (1) 家屋の被害調査 〈略〉
3-112	第13節 清掃・防疫・保健等 第2 ごみ・災害廃棄物（がれき類等）・し尿等の処理 【経済環境部】	第13節 清掃・防疫・保健等 第2 ごみ・災害廃棄物（がれき類等）・し尿等の処理 【経済環境部】

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表				
頁	新		旧	
	3 生活ごみ・片付けごみの処理		3 生活ごみ・粗大ごみの処理	
	収集・運搬	＜略＞ キ 被災により発生し仮置場に集められた <u>片付け</u> ごみのうち、特に量は早く腐敗することがあり、生活環境上の影響が考えられるため、迅速に処理施設に運搬する。 ＜略＞	収集・運搬	＜略＞ キ 被災により発生し仮置場に集められた <u>粗大</u> ごみのうち、特に量は早く腐敗することがあり、生活環境上の影響が考えられるため、迅速に処理施設に運搬する。 ＜略＞
	処理・処分	ア 平常時の処理・処分体制を基本とする。 イ 施設損壊や、停電、断水等により施設が稼動不能の場合には、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮し、必要に応じて仮置場に一時保管、又は、協定に基づき近隣市町村に処理・処分を委託、又は、民間事業者へ処理・処分を要請する。特に <u>片付け</u> ごみの発生量は多くなると考えられるため、民間処理施設での処理を積極的に活用する。 ウ 災害廃棄物も通常の処理を行い、リサイクルを推進する。	処理・処分	ア 平常時の処理・処分体制を基本とする。 イ 施設損壊や、停電、断水等により施設が稼動不能の場合には、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮し、必要に応じて仮置場に一時保管、又は、協定に基づき近隣市町村に処理・処分を委託、又は、民間事業者へ処理・処分を要請する。特に <u>粗大</u> ごみの発生量は多くなると考えられるため、民間処理施設での処理を積極的に活用する。 ウ 災害廃棄物も通常の処理を行い、リサイクルを推進する。
3-113	4 がれき類の処理		4 がれき類の処理	
	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞
	処理・処分	ア がれき類は、仮置場において分別し保管する。 イ 可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、市の最終処分場で適正に処分する。 ウ 民間処理施設においてもリサイクルを推進する。	処理・処分	ア がれき類は、仮置場において分別し保管する。 イ 可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、 <u>原則として</u> 市の最終処分場で適正に処分する。 ウ 民間処理施設においてもリサイクルを推進する。
	6 し尿等の処理		6 し尿等の処理	
	収集・運搬	＜略＞ ウ 収集・運搬状況等により、下水道への直接投入による処理を検討する。	収集・運搬	＜略＞ ウ 収集・運搬状況等により、下水道への直接投入による <u>下水</u> 処理を検討する。
	処理・処分	ア 平常時の処理・処分体制を基本とする。 イ 処理施設の処理能力超過や施設損壊等により処理施設での処理が困難となった場合には、復旧等の見通しを考慮して、協定に基づき近隣市町村に処理・処分を委託、下水道への直接投入による処理を検討する。	処理・処分	ア 平常時の処理・処分体制を基本とする。 イ 処理施設の処理能力超過や施設損壊等により処理施設での処理が困難となった場合には、復旧等の見通しを考慮して、協定に基づき近隣市町村に処理・処分を委託、下水道への直接投入による <u>下水</u> 処理を検討する。
	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞
3-114	第3 防疫・保健衛生等 2 防疫・保健衛生活動の実施 【健康福祉部】 (3)保健衛生活動 保健班は、発災後の状況に併せて課題を分析し、対策を講じながら、市医師会、習志野保健所等と連携し、巡回により保健衛生活動を行う。活動内容は次のとおりとする。 ア 災害発生時、 <u>避難所において</u> 、要配慮者の健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を関係部局及び保健所と行う。 ＜略＞ エ 平常時から、避難所等における予防活動の連携等について保健所と協議を行う。災害時に、被害が甚大で保健班のみで対応が難しいと判断した場合は、災害対策本部に報告し、保健所を通じて速やかに県へ保健衛生職員の派遣を要請し、被災者支援体制を整備する。また、増大する健康支援ニーズの把握に <u>当たり</u> 、保健班と保健所、県本庁と連携し活動を進める。 オ 避難所等において、感染症発生時には、保健所等、関係機関と連携し、感染拡大防止策を講じる。		第3 防疫・保健衛生等 2 防疫・保健衛生活動の実施 【健康福祉部】 (3)保健衛生活動 保健班は、発災後の状況に併せて課題を分析し、対策を講じながら、市医師会、習志野保健所等と連携し、巡回により保健衛生活動を行う。活動内容は次のとおりとする。 ア 災害発生時、 <u>把握している</u> 要配慮者の <u>安否</u> ・健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を関係部局及び保健所と行う。 ＜略＞ エ 平常時から、避難所等における予防活動の連携等について保健所と協議を行う。災害時に、被害が甚大で保健班のみで対応が難しいと判断した場合は、災害対策本部に報告し、保健所を通じて速やかに県へ保健衛生職員の派遣を要請し、被災者支援体制を整備する。また、増大する健康支援ニーズの把握に <u>あたり</u> 、保健班と保健所、県本庁と連携し活動を進める。 オ 避難所等において、感染症発生時には、保健所等、関係機関と連携し、感染拡大防止策を講じる。	
3-116	第4 行方不明者及び遺体の搜索・収容・埋葬 災害救助法が適用された場合は知事が遺体の搜索、処理及び埋葬を行い、市長は知事を補助する。 また、災害救助法が適用されない場合や、適用が未定の場合には、災害救助法の適用条件や実施基準等を踏ま		第4 行方不明者及び遺体の搜索・収容・埋葬 災害救助法が適用された場合は知事が遺体の搜索、処理及び埋葬を行い、市長はこれを補助する。 また、災害救助法が適用されない場合や、適用が未定の場合には、災害救助法の適用条件や実施基準等を踏ま	

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表																																
頁	新	旧																														
	えて本部長が実施を決定し、遺体の搜索，収容，処理及び埋葬等行う。	えて本部長が実施を決定し，遺体の搜索，収容，処理及び埋葬等行う。																														
3-118	第5 環境汚染の防止 【経済環境部 消防部】 2 対策実施上の基本指針 大規模地震発生後における環境汚染の防止については，おおむね次のとおり行う。 ＜略＞ (4) 市は，必要に応じて，倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベスト飛散の危険性や被害の防止について，住民やボランティアに対し注意喚起を行う。 ＜略＞	第5 環境汚染の防止 【経済環境部 消防部】 2 対策実施上の基本指針 大規模地震発生後における環境汚染の防止については，おおむね次のとおり行う。 ＜略＞ (4) 市は，必要に応じて，倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。 ＜略＞																														
3-119	第14節 応急住宅等対策 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当 部</th><th>関 係 機 関</th></tr><tr><td>第1 被災建築物応急危険度判定の実施等</td><td>都市整備部</td><td>県， 10 都県被災建築物応急危険度判定協議会</td></tr><tr><td>第2 被災宅地応急危険度判定の実施等</td><td>都市整備部</td><td>県， 千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会），被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）</td></tr><tr><td>第3 余震による土砂災害警戒区域の警戒</td><td>都市整備部</td><td>千葉土木事務所， 八千代市建設連合会</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table> 第1 被災建築物応急危険度判定の実施等 【都市整備部】 1 対策実施上の基本指針 ＜略＞ また，倒壊等の危険があり，周辺に危険を及ぼすおそれのある家屋で，所有者等が速やかに応急措置をとることが困難なものについては，災害対策本部等で市による応急措置実施の可否を検討する。 ＜略＞ (4) 判定を実施するに当たり，住民の理解を得るように十分に広報する。また，判定結果に対する相談窓口を設置する。 (5) 判定は，「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（一財）日本建築防災協会）により実施する。	項 目	担 当 部	関 係 機 関	第1 被災建築物応急危険度判定の実施等	都市整備部	県， 10 都県被災建築物応急危険度判定協議会	第2 被災宅地応急危険度判定の実施等	都市整備部	県， 千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会），被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）	第3 余震による土砂災害警戒区域の警戒	都市整備部	千葉土木事務所， 八千代市建設連合会	＜略＞	＜略＞	＜略＞	第14節 応急住宅等対策 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当 部</th><th>関 係 機 関</th></tr><tr><td>第1 被災建築物応急危険度判定の実施等</td><td>都市整備部</td><td>県， 八千代市建設連合会， 10 都県被災建築物応急危険度判定協議会</td></tr><tr><td>第2 被災宅地応急危険度判定の実施等</td><td>都市整備部</td><td>県， 八千代市建設連合会， 千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会），被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）</td></tr><tr><td>第3 余震による土砂災害危険箇所の警戒</td><td>都市整備部</td><td>千葉土木事務所， 八千代市建設連合会</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table> 第1 被災建築物応急危険度判定の実施等 【都市整備部】 1 対策実施上の基本指針 ＜略＞ (4) 判定を実施するにあたり，住民の理解を得るように十分に広報する。また，判定結果に対する相談窓口を設置する。 (5) 判定は，「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（一財）日本建築防災協会）により実施する。	項 目	担 当 部	関 係 機 関	第1 被災建築物応急危険度判定の実施等	都市整備部	県， 八千代市建設連合会， 10 都県被災建築物応急危険度判定協議会	第2 被災宅地応急危険度判定の実施等	都市整備部	県， 八千代市建設連合会， 千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会），被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）	第3 余震による土砂災害危険箇所の警戒	都市整備部	千葉土木事務所， 八千代市建設連合会	＜略＞	＜略＞	＜略＞
項 目	担 当 部	関 係 機 関																														
第1 被災建築物応急危険度判定の実施等	都市整備部	県， 10 都県被災建築物応急危険度判定協議会																														
第2 被災宅地応急危険度判定の実施等	都市整備部	県， 千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会），被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）																														
第3 余震による土砂災害警戒区域の警戒	都市整備部	千葉土木事務所， 八千代市建設連合会																														
＜略＞	＜略＞	＜略＞																														
項 目	担 当 部	関 係 機 関																														
第1 被災建築物応急危険度判定の実施等	都市整備部	県， 八千代市建設連合会， 10 都県被災建築物応急危険度判定協議会																														
第2 被災宅地応急危険度判定の実施等	都市整備部	県， 八千代市建設連合会， 千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会），被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）																														
第3 余震による土砂災害危険箇所の警戒	都市整備部	千葉土木事務所， 八千代市建設連合会																														
＜略＞	＜略＞	＜略＞																														
3-120	第2 被災宅地応急危険度判定の実施等 【都市整備部】 1 対策実施上の基本指針 被災した宅地の二次災害を防止し，住民の安全を図るために被災宅地等の危険度判定を行う。 (1) 本部長は，市内に相当程度の被害があり，危険な宅地被害が発生している状況と判断したときは，災害対策本部の下に被災宅地危険度判定実施本部を設置する。 (2) 住宅班長は，実施本部が設置されたときは実施本部長として判定業務を指揮する。 (3) 千葉県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。 (4) 災害対策本部と連携し報道機関への情報提供の他，多様な情報伝達手段を用いて住民への周知を図る。 (5) 判定の実施に当たっては，「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル(被災宅地危険度判定連絡協議会)」等に基づき行う。 2 被災宅地危険度判定の実施	第2 被災宅地応急危険度判定の実施等 【都市整備部】 1 対策実施上の基本指針 大規模地震発生後に行う被災宅地の応急危険度判定の実施に当たっては，次を基本指針とする。 (1) 宅地の被害に関する情報に基づき，危険度判定の対象となる区域および宅地を定め，危険度判定の実施を検討する。 (2) 当面の応急措置として，余震があった場合にも生命の安全を確保できるか否かの判定に限定し迅速に実施する。 (3) 各部が行う応急対策と連携するとともに，他市町村・県・関係機関に協力を求め，体制を確保して行う。 (4) 対策の実施に当たっては，判定作業の趣旨の周知を徹底するため，十分な事前広報と相談窓口の設置を行う。 2 措置の目安																														

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表							
頁	新	旧					
3-121	判定<u>実施</u>に当たっての主な作業内容は、次のとおりとする。 (1)被災宅地危険度判定実施本部の設置・運営 (2)被災宅地危険度判定実施計画の作成・判定の実施 (3)相談窓口の設置 (4)被災宅地危険度判定に関する情報の市民への広報 (5)余震その他の発生に伴う再調査の実施	<u>大規模地震発生後における被災宅地危険度判定は、県・国等の支援・協力を得て行うが、おおむね次を目安とする。</u> (1) 応急危険度判定実施本部の設置・運営 (2) 被災宅地の<u>応急危険度判定の実施</u> (3) <u>判定結果を現地表示するとともに、市民に周知</u> (4) 相談窓口の設置 (5) <u>応急危険度判定に関する情報の市民への広報</u> (6) <u>余震その他の発生に伴う再度調査の実施</u>					
	第3 余震による土砂災害警戒区域の警戒 【都市整備部】 震度5強以上の地震が発生した場合、県は国土交通省と連携し、土砂災害<u>警戒区域</u>の緊急点検を実施し、余震等による二次災害を防止する。 実施に当たっては、住民などに不安を与えないように、点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民、市、警察等関係機関に事前に周知する。 また、都市整備部は、県及び国の緊急点検に必要な協力を行う。 ※参考 資料編8－1 土砂災害<u>警戒区域</u>一覧	第3 余震による土砂災害危険箇所の警戒 【都市整備部】 震度5強以上の地震が発生した場合、「<u>地震後の土砂災害危険箇所緊急点検要領</u>」（国土交通省平成 19 年 12 月）に基づき、県は国土交通省と連携し、土砂災害<u>危険箇所</u>の緊急点検を実施し、余震等による二次災害を防止する。 実施に当たっては、住民などに不安を与えないように、点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民、市、警察等関係機関に事前に周知する。 また、都市整備部は、県及び国の緊急点検に必要な協力を行う。 ※参考 資料編8－1 土砂災害<u>危険箇所</u>一覧					
	第4 被災住宅の補修 【都市整備部 健康福祉部】 1 市が行う被災住宅の応急修理 (1)応急修理実施の決定 ア 実施者 災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長は必要と認めたとき被災住宅の応急修理を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長は知事を補助するものとする。 また、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。 なお、市単独では対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。 イ 対象者 応急修理の<u>種類</u>、対象者は、次のとおりとする。 <table><tr><th>修理の種類</th><th>対象者</th></tr><tr><td><u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></td><td>○ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。 <u>。</u></td></tr><tr><td><u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></td><td>○ 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。 <u>。</u></td></tr></table> ウ 応急修理の給付内容 <u>応急修理に要する費用は、災害救助法の基準によるものとする。</u> (2)修理対象住宅の判定 修理対象住宅の判定は、被害の被害調査結果や被災者が撮影した写真等を活用するほか、必要に応じて都市整備部長が関係各部長の協力を得て<u>対象住宅</u>を調査する。	修理の種類	対象者	<u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u>	○ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。 <u>。</u>	<u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u>	○ 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。 <u>。</u>
修理の種類	対象者						
<u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u>	○ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。 <u>。</u>						
<u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u>	○ 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。 <u>。</u>						

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表		
頁	新	旧
	(3) 修理の実施 ア 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法の基準によるものとし、現物給付（原材料費、労務賃等）をもって実施する。 イ 修理の期間 応急修理の期間は、災害救助法の基準によるものとする。 ウ 修理の実施 八千代市建設連合会等に対して応急修理の実施について制度の周知を図ると共に実施の協力を要請する。また、被災者に対して住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の周知を図る。	(3) 修理の実施 ア 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法の基準によるものとし、現物給付（原材料費、労務賃等）をもって実施する。 イ 修理の期間 応急修理は、原則として災害発生の日から3ヶ月以内に完了するものとする。 ウ 修理の実施 八千代市建設連合会等に対して応急修理の実施について制度の周知を図ると共に実施の協力を要請する。また、被災者に対して住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の周知を図る。
3-122	第5 応急仮設住宅の供与等 【都市整備部】 1 応急仮設住宅の建設・供与 (2) 対策実施上の基本指針 応急仮設住宅の供与の実施に当たっては、次を基本指針とする。 ① 応急仮設住宅については、市営住宅や国家公務員宿舎等の一時使用、民間賃貸住宅の借上げ及び住宅の応急修理等を優先した上で、建設を実施する。 〈略〉	第5 応急仮設住宅の供与等 【都市整備部】 1 応急仮設住宅の建設・供与 (2) 対策実施上の基本指針 応急仮設住宅の供与の実施に当たっては、次を基本指針とする。 ① 応急仮設住宅については、建設型のみならず、市営住宅や国家公務員宿舎等の一時使用を行うとともに、民間賃貸住宅の借上げ及び住宅の応急修理等を勘案し、総合的に対策を実施する。 〈略〉
3-123	(5) 入居者の選定 ア 入居基準 応急仮設住宅の入居基準は、災害時において現実に市に居住していることが明らかで、住家が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では、住宅を得ることができない者とする。 〈略〉	(5) 入居者の選定 ア 入居基準 応急仮設住宅の入居基準は、災害時において現実に市に居住していることが明らかで、住家が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では、住宅を得ることができない者とする。 ① 生活保護法の被保護者若しくは要保護者 ② 特定の資産を持たない高齢者、母子世帯、老人世帯、身体障害者、病弱者等 〈略〉
	2 公営住宅への一時入居等 大規模地震発生後に必要とされる規模の応急仮設住宅を短期に建設することが困難な場合、市は、市営住宅を始め、他の自治体、公社等を含む公営住宅の空き住戸の情報提供を行い、既存住宅を最大限かつ迅速に確保し、被災者に対し緊急に提供する。これにより避難所開設期間の1ヶ月以内の完了を目指す。	2 公営住宅への一時入居等 大規模地震発生後に必要とされる規模の応急仮設住宅を短期に建設することが困難な場合、市は、市営住宅を始め、他の自治体、公団、公社等を含む公営住宅空き家の情報提供を行い、既存住宅を最大限かつ迅速に確保し、被災者に対し緊急に提供する。これにより避難所開設期間の1ヶ月以内の完了を目指す。
3-125	第15節 応急教育等 第1 応急保育 【子ども部 健康福祉部】 2 園児等の安否確認 子ども部は、保育園長を通じて園児、職員の安否確認を行うとともに、連絡帳アプリ等のあらゆる手段を活用して、保護者への情報提供や連絡に努める。	第15節 応急教育等 第1 応急保育 【子ども部 健康福祉部】 2 園児等の安否確認 子ども部は、保育園長を通じて園児、職員の安否確認を行うとともに、メール等のあらゆる手段を活用して、保護者への情報提供や連絡に努める。
3-127	第2 応急教育 【教育部】 3 応急教育の実施 (4) 学用品の調達及び支給 〈略〉 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長は知事を補助するものとする。	第2 応急教育 【教育部】 3 応急教育の実施 (4) 学用品の調達及び支給 〈略〉 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
3-128	第3 社会教育施設等の応急対策 【教育部 消防部】 1 社会教育施設の応急対策 (2) 社会教育施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行い、被害を最小限度に留める。 また、文化財が被災した場合やそのおそれがある場合、その所有者又は管理者は、直ちに消防本部へ通報するとともに、被災の防止又は被害の拡大防止に努める。	第3 社会教育施設等の応急対策 【教育部 消防部】 1 社会教育施設の応急対策 (2) 社会教育施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行い、被害を最小限度に留める。 また、文化財が被災した場合やそのおそれがある場合、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに、被災の防止又は被害の拡大防止に努める。

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表																							
頁		新		旧																			
3-133	第16節 公共施設等の応急対策 第3 市の施設及びその他の社会公共施設 【各部】 1 発災時の初動措置に関する基本指針			第16節 公共施設等の応急対策 第3 市の施設及びその他の社会公共施設 【各部】 1 発災時の初動措置に関する基本指針																			
	(1) 利用者・入所者の安全の確保，必要な場合の避難誘導を最優先する。 (2) 出火防止のための火気の点検，消火設備・器具の点検その他を行う。また，万一火災が発生したときは，直ちに消防本部に通報するとともに，消火設備，消火器具等を活用し初期消火を行い，火災の拡大防止に万全を期する。 〈略〉			(1) 利用者・入所者の安全の確保，必要な場合の避難誘導を最優先する。 (2) 出火防止のための火気の点検，消火設備・器具の点検その他を行う。また，万一火災が発生したときは，直ちに消防置に通報するとともに，消火設備，消火器具等を活用し初期消火を行い，火災の拡大防止に万全を期する。 〈略〉																			
	2 施設利用者・入所者の安全確保 (3)けが人等の発生時には，施設利用者・入所者の人命救助を第一として，応急措置をとるとともに，所管部又は最寄りの支所・連絡所若しくは関係機関に通報する。			2 施設利用者・入所者の安全確保 (3)けが人等の発生時には，施設利用者・入所者の人命救助を第一として，応急措置をとるとともに，所管部又は最寄りの支所・連絡所_（若しくは消防団）_若しくは関係機関に通報する。																			
3-134	3 施設建物の保全 (1)応急措置 イ 応急措置が不可能な程度の被害の場合 ① 危険防止のための必要な保全措置を講ずる。 ② 防災活動の拠点として重要な建物で，業務活動及び機能確保のため必要がある場合は，所管部又は最寄りの支所・連絡所を通じて，仮設建築物の建設等の手配を行う。 ③ 電気，ガス，水道，通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独では対応困難な場合は，本部又は最寄りの支所・連絡所を通じて，関係機関と連絡を取り，応援を得て実施する。			3 施設建物の保全 (1)応急措置 イ 応急措置が不可能な程度の被害の場合 ① 危険防止のための必要な保全措置を講ずる。 ② 防災活動の拠点として重要な建物で，業務活動及び機能確保のため必要がある場合は，所管部又は最寄りの支所・連絡所_（若しくは消防団）_を通じて，仮設建築物の建設等の手配を行う。 ③ 電気，ガス，水道，通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独では対応困難な場合は，本部又は最寄りの支所・連絡所_（若しくは消防団）_を通じて，関係機関と連絡を取り，応援を得て実施する。																			
3-135	第17節 自衛隊災害派遣要請等の要求 第1 災害派遣要請の要求 【本部事務局】 1 災害派遣要請要求の手続方法 〈略〉 知事への災害派遣要請手続の内容 <table><tr><td>提出（連絡）先</td><td>県防災危機管理部防災対策課</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr></table>			提出（連絡）先	県防災危機管理部防災対策課	〈略〉	〈略〉	第17節 自衛隊災害派遣要請等の要求 第1 災害派遣要請の要求 【本部事務局】 1 災害派遣要請要求の手続方法 〈略〉 知事への災害派遣要請手続の内容 <table><tr><td>提出（連絡）先</td><td>県防災危機管理部危機管理課</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr></table>		提出（連絡）先	県防災危機管理部危機管理課	〈略〉	〈略〉										
提出（連絡）先	県防災危機管理部防災対策課																						
〈略〉	〈略〉																						
提出（連絡）先	県防災危機管理部危機管理課																						
〈略〉	〈略〉																						
3-136	2 災害派遣要請の範囲 〈略〉 <table><tr><td>災害派遣の活動項目</td><td>活 動 内 容</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>給食及び給水の支援</td><td>被災者に対し，給食及び給水を実施する。</td></tr><tr><td>入 浴 支 援</td><td>被災者に対し，入浴支援を実施する。</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr></table>			災害派遣の活動項目	活 動 内 容	〈略〉	〈略〉	給食及び給水の支援	被災者に対し，給食及び給水を実施する。	入 浴 支 援	被災者に対し，入浴支援を実施する。	〈略〉	〈略〉	2 災害派遣要請の範囲 〈略〉 <table><tr><td>災害派遣の活動項目</td><td>活 動 内 容</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>炊飯及び給水の支援</td><td>被災者に対し，炊飯及び給水を実施する。</td></tr><tr><td>〈 略 〉</td><td>〈略〉</td></tr></table>		災害派遣の活動項目	活 動 内 容	〈略〉	〈略〉	炊飯及び給水の支援	被災者に対し，炊飯及び給水を実施する。	〈 略 〉	〈略〉
災害派遣の活動項目	活 動 内 容																						
〈略〉	〈略〉																						
給食及び給水の支援	被災者に対し，給食及び給水を実施する。																						
入 浴 支 援	被災者に対し，入浴支援を実施する。																						
〈略〉	〈略〉																						
災害派遣の活動項目	活 動 内 容																						
〈略〉	〈略〉																						
炊飯及び給水の支援	被災者に対し，炊飯及び給水を実施する。																						
〈 略 〉	〈略〉																						
3-137	第3 受入れ体制の確立 【本部事務局】 2 連絡班の派遣 市長は，災害発生を予想する段階に至った場合は，陸上自衛隊第一空挺団長に対して市本部（本部設置前にあつては総務部防災対策課）に連絡班の派遣を依頼し，派遣要請の接受及びこれに伴う措置の迅速化を図る。			第3 受入れ体制の確立 【本部事務局】 2 連絡班の派遣 市長は，災害発生を予想する段階に至った場合は，陸上自衛隊第一空挺団長に対して市本部（本部設置前にあつては総務部危機管理課）に連絡班の派遣を依頼し，派遣要請の接受及びこれに伴う措置の迅速化を図る。																			
3-140	第18節 ボランティア協力計画 第1 災害ボランティアの受入れ 〈略〉 〈略〉 (3) ボランティアニーズの把握 市町村災害ボランティアセンターは，被災者からのボランティアの需要を的確に把握するとともに，需要を集約し，随時県災害ボランティアセンターへ状況を報告する。			第18節 ボランティア協力計画 第1 災害ボランティアの受入れ 〈略〉 〈略〉 (3) ボランティアニーズの把握 市町村災害ボランティアセンターは，被災者からのボランティアの需要を的確に把握するとともに，需要を集約し，随時県災害ボランティアセンターへ状況を報告する。																			

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表		
頁	新	旧
	県災害ボランティアセンターでは、<u>先遣隊・支援隊の被災地への派遣</u>による情報収集，各種ボランティア団体との情報交換等により，県全域のボランティアの需要状況を把握する。 〈略〉 1 災害ボランティアセンターの設置 【健康福祉部】 〈略〉 <u>災害ボランティア活動と市の実施する救助の調整事務を災害ボランティアセンターに委託する場合は，当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるため，当該事務の記録，整理を同センター依頼する。</u>	県災害ボランティアセンターでは，<u>現地救護本部の設置や巡回パトロール</u>による情報収集，各種ボランティア団体との情報交換等により，県全域のボランティアの需要状況を把握する。 〈略〉 1 災害ボランティアセンターの設置 【健康福祉部】 〈略〉
	2 災害ボランティアの受入れ 【総務部 健康福祉部】 〈略〉 <u>なお，専門ボランティアについては，専門分野に対応する班が中心となって対応する。</u> その他，県災害ボランティアセンターで登録したボランティアについては，県が被災地におけるボランティアの需要状況を踏まえて，派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上，派遣する。 〈略〉	2 災害ボランティアの受入れ 【総務部 健康福祉部】 〈略〉 <u>また，専門ボランティアは，市（総務班）が受け付け，専門分野に対応する班にあっせんする。</u> その他，県災害ボランティアセンターで登録したボランティアについては，県が被災地におけるボランティアの需要状況を踏まえて，派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上，派遣する。 〈略〉
	3 災害ボランティアの呼び掛け 【総務部 健康福祉部】 市及び市社会福祉協議会は，大規模な災害が発生した際には，インターネットやテレビ・ラジオ，新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え，社会福祉協議会が設置する<u>ボランティア・市民活動推進センター</u>，ボランティア団体やＮＰＯ法人並びに近隣都県の社会福祉協議会，日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて，広くボランティアの参加を呼び掛ける。	3 災害ボランティアの呼び掛け 【総務部 健康福祉部】 市及び市社会福祉協議会は，大規模な災害が発生した際には，インターネットやテレビ・ラジオ，新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え，社会福祉協議会<u>ボランティアセンターや市民活動サポートセンター</u>，ボランティア団体やＮＰＯ法人並びに近隣都県の社会福祉協議会，日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて，広くボランティアの参加を呼び掛ける。
3-142	第19節 災害救助法の適用 〈略〉 ※2 多数の者が生命又は身体に危害を受け，又は受けるおそれが生じた場合であって，内閣府令で定める基準に該当するとき <u>その他，災害が発生するおそれがある段階において，国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し，本市域がその所管区域になった場合で，現に救助を必要とするときは，災害救助法第2条第2項により適用となる。</u>	第19節 災害救助法の適用 〈略〉 ※2 多数の者が生命又は身体に危害を受け，又は受けるおそれが生じた場合であって，内閣府令で定める基準に該当するとき
3-143	第2 災害救助法による救助の実施 2 救助の程度，方法及び期間 【健康福祉部 各部】 〈略〉 <u>（注）災害が発生するおそれがある場合は，「(1) 避難所の供与」のみが対象となる。</u> 〈略〉	第2 災害救助法による救助の実施 2 救助の程度，方法及び期間 【健康福祉部 各部】 〈略〉 〈略〉
3-144	第20節 帰宅困難者等対策 第1 震災発生直後の措置 2 学校などの市関連施設における施設内退避 【教育部 各部】 学校などの市関連施設は，児童生徒，施設利用者，職員等及び施設の被害状況を確認するとともに，行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により，周辺の安全を確認した上で，児童生徒，施設利用者，職員等を施設内又は安全な場所へ退避させる。 3 企業，大規模集客施設や鉄道駅等における利用者等の保護 企業，大規模集客施設や鉄道駅等を管理する事業者は，管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により，周辺の安全を確認した上で利用者等を可能な限り施設内の安全な場所において保護する。	第20節 帰宅困難者等対策 第1 震災発生直後の措置 2 企業，学校など関係機関における施設内待機 【教育部 各部】 企業及び学校など関係機関は，従業員，顧客，児童生徒，及び施設の被害状況を確認するとともに，行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により，周辺の安全を確認した上で，従業員，顧客，児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させる。 3 大規模集客施設や鉄道駅等における利用者等の保護 大規模集客施設や鉄道駅等を管理する事業者は，管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により，周辺の安全を確認した上で利用者等を可能な限り施設内の安全な場所において保護する。

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表

頁	新	旧
	第5章 附編1 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画	第5章 附編 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画
5-3	第1節 計画策定の主旨 ＜略＞ 南海トラフ地震臨時情報発表時の流れ <pre>graph TD; A1[南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）] --> B1[八千代市非常配備（警戒配備体制）]; A2[南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）] --> B2[八千代市災害対策本部の設置（災害対策本部の設置）]; B1 --> C[南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達]; B2 --> C; C -- 広報等 --> D[住民等]; D --> E[南海トラフ地震関連情報発表後の対応]; E --> F[南海トラフ地震発生]; E --> G[南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表（巨大地震注意）又は（巨大地震警戒）解除]; F --> H[〇震災編 第3章 災害応急対策計画に基づき活動]; G --> I[警戒配備体制、災害対策本部等を廃止];</pre>	第1節 計画策定の主旨 ＜略＞ 南海トラフ地震災害活動の流れ <pre>graph TD; A3[南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）] --> B3[八千代市応急対策本部の設置（注意配備体制）]; A4[南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）] --> B4[八千代市災害対策本部の設置（警戒配備体制）]; B3 --> C[南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達]; B4 --> C; C -- 広報等 --> D[住民等]; D --> E[南海トラフ地震関連情報発表後の対応]; E --> F[南海トラフ地震発生]; E --> G[南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表 ※地震発生なし]; F --> H[〇震災編 第3章 災害応急対策計画に基づき活動]; G --> I[災害対策本部を廃止];</pre>
5-4	第2節 活動体制の確立 第1 警戒配備体制への移行 第2 災害対策本部の設置	第2節 活動体制の確立 第1 応急対策本部の設置 第2 災害対策本部の設置
	第1 警戒配備体制への移行 【本部事務局 総務部 各部】 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表された場合には、警戒配備体制へ移行し、南海トラフ地震に備えた準備や情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。 ＜略＞	第1 応急対策本部の設置 ＜注意配備体制＞ 【本部事務局 総務部 各部】 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき、注意配備体制を発令するとともに応急対策本部を節置し、南海トラフ地震に備えた準備や情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。 ＜略＞
	第2 災害対策本部の設置 ＜警戒配備体制＞ ＜略＞ (2) 災害対策本部の廃止 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が解除されたとき、災害対策本部を廃止する。 ＜略＞	第1 応急対策本部の設置 ＜注意配備体制＞ ＜略＞ (2) 災害対策本部の廃止 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき、災害対策本部を廃止する。 ＜略＞

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表		
頁	新	旧
	第6章 附編2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
6-1	第1節 総則 第1 推進計画の目的 <u>本章は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</u> <u>なお、この章に記載のない事項は、総則編及び震災編による。</u>	
	第2 定義 <u>この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u>	
	(1) 後発地震 <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でM7以上の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。</u>	
	(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報 <u>日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。</u> <u>※M（気象庁マグニチュード）は、震源地からの距離に基づく揺れの強さを反映して計算した地震の規模である。Mw（モーメントマグニチュード）は、地震波のエネルギーや震源断層の変動から計算した地震の規模である。</u>	
	第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 <u>総則編・第2節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。（総-1-4～13 参照）</u>	
6-2	第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 <u>市及び各防災関係機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。</u>	
	1 避難場所・避難施設、避難経路等の整備 <u>避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るよう整備に努める。</u>	
	2 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設 <u>避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。</u>	
	3 消防活動が困難である区域の解消に資する道路 <u>市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。</u>	
	4 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備 <u>住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。</u>	
	5 道路、緊急輸送道路、ヘリポート等 <u>緊急輸送道路、ヘリポート等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。</u> <u>緊急輸送道路に指定されている道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。</u>	
	6 共同溝等 <u>災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化、公益物件を地下に埋設する共同溝の整備等に努める。</u>	

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表		
頁	新	旧
	7 急傾斜地崩壊防止施設等 避難経路，緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備，急傾斜地崩壊防止施設等の整備に努める。	
	8 医療機関，社会福祉施設，学校等 医療機関，社会福祉施設，公立学校，その他不特定多数の利用者がある施設の耐震性の維持に努める。	
6-3	9 ため池 地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について，改修を必要とするものから計画的に改修を行う。	
	10 地域防災拠点施設 災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の防災機能の強化等整備に努める。	
	11 防災行政無線施設 災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。	
	12 備蓄施設等 飲料水，食料等を確保するため必要な備蓄倉庫，非常用電源等の整備に努める。	
	13 救助用資機材等の備蓄倉庫，救護設備等の整備 災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また，負傷者を一時的に収容，保護するための救護設備，その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。	
6-4	第4節 関係者との連携協力の確保 第1 物資等の調達手配 【経済環境部 教育部】 震災編・第3章・第12節「生活救援対策」（震災-3-100～109参照）による。	
	第2 広域応援の要請 【本部事務局 総務部 各部】 震災編・第2章・第2節「応援の要請・受入」（震災-3-24～27参照）による。 なお，日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では被害が超広域に及び，従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し，人的・物的資源の絶対的不足，発災直後の情報不足等を前提に，優先順位を付けて対処する。	
	第3 帰宅困難者への対応 【本部事務局 各部】 震災編・第3章・第20節「帰宅困難者等対策」（震災-3-144～145参照）による。	
6-5	第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達，活動体制等【本部事務局 総務部 各部】 (1) 市は，後発地震への注意を促す情報等を，勤務時間内・外に関わらず，確実に伝達する。その方法は，震災編・第3章・第3節「情報の収集・伝達」に準ずる。（震災-3-29～43 参照）	
	(2) 市は，住民，防災関係機関等に対し，後発地震への注意を促す情報等を正確かつ広範に伝達する。その方法は，震災編・第3章・第3節「情報の収集・伝達」に準ずる。（震災-3-29～43 参照）その際，多重，多様な手段を活用し，短時間で正確かつ広範に伝達する。また，地域住民等には，とるべき具体的行動をあわせて示す。	
	(3) 市は，後発地震への注意を促す情報等が発表された場合に第1 配備をとり，災害対策本部の設置等を検討する。その方法等は，震災編・第3章・第1節「応急活動体制」に準ずる。（震災-3-1～19 参照）	
	(4) 市は，後発地震への注意を促す情報について，状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達する。その際，住民等が正確に理解できる平明な表現を用い，反復継続して行う。	
	第2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知【企画部 総務部】 市は，住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに，住民等に密接に係る事項（後発地震への注意を促す情報等の内容，交通に関する情報，ライフラインに関する情報，生活関連情報等）を周知する。その体制，方法は，震災編・第3章・第3節「情報の収集・伝達」に準ずる。	
	第3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等	

八千代市地域防災計画（素案）【震災編】新旧対照表		
頁	新	旧
	市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間），後発地震に注意する措置をとる。	
	第4 市のとるべき措置 【企画部 総務部】 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合，市は次の措置を講じる。	
	(1) 住民等に対して適切な防災対応（日頃からの地震への備えの再確認，円滑かつ迅速な避難をするための備え等）をとる旨を呼びかける。その方法は，震災編・第3章・第3節「情報の収集・伝達」に準ずる。（震災-3-29～43 参照）	
6-6	(2) 日頃からの地震への備えの再確認，施設・設備等の点検等を行い，円滑かつ迅速な避難に備える。	
	ア 家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認 イ 避難場所・避難経路の確認，家族等との安否確認手段の取決め，非常持出品の常時携帯等，円滑かつ迅速に避難するための備え ウ 施設内の避難経路の周知徹底，情報収集・連絡体制の確認，機械・設備等の転倒防止対策・点検等，施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え エ 個々の病気・障がい等に応じた薬，装具及び非常持出品の準備，避難行動を支援する体制の再確認・徹底等，要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え	
	第6節 防災訓練に関する事項 震災編・第2章・第9節・第3「防災訓練」（震災-3-49～51 参照）による。	
	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 市及び防災関係機関は，地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。 その内容は，震災編・第2章・第9節「地域防災力の向上」に準ずる。また，北海道・三陸沖後発地震注意情報に関する次の教育，広報を行う。	
	第1 市及び防災関係機関の職員に対する教育 【総務部 各部】 (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容 (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割 (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題	
	第2 地域住民等に対する教育及び広報 【総務部 各部】 (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容 (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上とるべき行動に関する知識	